

令和7年第1回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招集年月日	令和7年3月7日	まちづくり推進課係長	片山 大輔
1. 招集の場所	第3委員会室（午前） 第2委員会室（午後）	まちづくり推進課係長	柿原 稔広
1. 開会	令和7年3月7日 午前8時57分	まちづくり推進課係長	兵頭 孝明
1. 散会	令和6年3月7日 午後4時25分	地域づくり活動センター推進室係長	三好 祐介
1. 出席委員		政策推進課係長	稻葉 真実
委員長	竹崎 幸仁	政策推進課係長	橋本 直美
副委員長	信宮 徹也	デジタル推進課係長	稻口 智博
委員	まつもとみき	デジタル推進課係長	清水 昭吾
委員	山本 英明	総務課主任	三好 祐斗
委員	井関 陽一		
委員	二宮 一朗		
1. 欠席委員		1. 出席議会事務局職員	
なし		書記 瀧川 健二	
1. 出席説明員		1. 会議に付した事件	
総務部長	山住 哲司	議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
政策企画部長	大野本 敦	議案第8号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
総務課長	山崎 徳博	議案第9号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
危機管理課長	宇都宮 博	議案第10号	西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
税務課長	谷川 和久	議案第11号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
財政課長	安岡 克敏	議案第12号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
まちづくり推進課長	安田 司	議案第13号	西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について
政策推進課長	原井川英一	議案第14号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
デジタル推進課長	浦田 和喜	議案第27号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
総務課長補佐	佐藤陽一郎	議案第28号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について
総務課長補佐	岡本 夕佳	議案第29号	公の施設の区域外設置に関する
危機管理課長補佐	三好 栄治		
財政課長補佐	正司 哲朗		
財政課長補佐	三瀬 一也		
まちづくり推進課長補佐	松本 義博		
まちづくり推進課長補佐	中村奈央子		
地域づくり活動センター推進室長			
	清家 昌弘		
政策推進課長補佐	大森 恵津		
復興支援室長	和氣 伸二		
デジタル推進課長補佐	上甲 宏之		
総務課係長	角藤 展行		
総務課係長	矢野 直子		
総務課係長	兵頭 秀二		
総務課係長	宮本ふみか		
危機管理課係長	伊勢 忠		
危機管理課係長	井上 一善		

協議について

議案第40号 令和7年度西予市一般会計予算

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○信宮副委員長

これより令和7年第1回定例会総務常任委員会を開催いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○竹崎委員長

竹崎委員長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

次に山住総務部長より挨拶があります。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○竹崎委員長

本日の審査に入ります。

始めに総務課の審査を行います。

議案第7号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第7号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年6月17日刑法等の一部を改正する法律が公布され令和7年6月1日から施行されます。法改正の内容につきましては、改善更生、再犯防止の観点から受刑者の特性に応じた柔軟な処分を実施することを目的として、自由刑を単一化するため懲役及び禁錮を廃止し、これにかえて拘禁刑を創設することが含まれております。

本議案につきましては、当該法の施行までに本市の条例中に規定している懲役、禁錮の字句について拘禁刑に改める改正を行う必要があることから、影響を受ける西予市職員の給与に関する条例、西予市港湾管理条例、西予市消防団条例、西予市個人情報保護法施行条例の4つの条例について一括して改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

懲役と禁錮という分け方をしてあったのは、労働をしなければならないかどうかっていう分け方だったと思うんですけども、この拘禁刑になった場合は労働というのはどういうふうになるのか分かりませんか。

○山崎総務課長

懲役ですがこれは受刑者が刑務作業を行うことが義務づけられているということと、禁錮ですがこれは刑務作業義務づけられていませんが、希望すれば業務が可能というふうになっております。

これに関しましては、今後の拘禁刑という形にしますと受刑者は刑務作業ではなくて必要な教育や指導を受けることができるということになります。

この改正により、受刑者が社会復帰に際する必要なスキルや知識を身につけやすくなると、そして再犯防止につながるということが期待されてこういう改正がされたと考えております。

○井関委員

そしたら労務っていうものは、もうなくなるということですか。

○山崎総務課長

刑務作業が残るということです。

○竹崎委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第7号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前9時7分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前9時8分)

それでは、続いて総務課の審査を行います。

議案第8号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第9号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」の3議案について、関連があるため一括議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第8号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第9号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第10号「西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告並びに西予市市民病院等の指定管理者制度移行に伴いそれぞれの条例の一部を改正するものであります。人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に伴う主な改正内容でございますが、先般令和6年12月議会で議決いただいた給料表等の改正に加えて、今回時代の要請に即した給与制度への転換を目的とした給与制度のアップデートとして、主任級以上の給料の最低水準引上げ、配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る扶養手当の増額、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への手当支給の拡大を行うものであります。また、あわせて市民病院等の指定管理者制度の移行に伴いまして、支給の見込みのない手当の支給要件の削除及び手当の種類等の改正を行うこととしております。そのほかこれらの内容に加えて所要の整備を行うこととしております。

○竹崎委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山本委員

文言ですが扶養親族たる配偶者、父母等を扶養親族たる父母等に改めるということなんんですけど、その文言の中で扶養親族たる父母等には、配偶者が含まれると解釈していいんですかね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前9時11分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前9時12分)

○山崎総務課長

今回配偶者が外れるということでございます。

○竹崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

ただいまの3議案について、それぞれ採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第9号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により原案どおり可決することに決しました。

議案第10号「西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前9時14分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前9時14分)

それでは、続いて総務課の審査を行います。

議案第 11 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 11 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、所定外労働の制限いわゆる残業免除の請求ができる対象職員を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員とし、仕事と育児との両立を図るとともに介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等に関する措置として、介護に直面した職員が申出をした場合、両立支援制度等に関する情報の個別周知、意向確認を行うなど任命権者が講じなければならない措置を新たに追加するものであります。

以上説明とさせていただきます。

○竹崎委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

これまでに介護が大変になって退職された方っていうのはおられるんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 17 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 17 分)

○山崎総務課長

介護に関して退職等の職員は、現在出てきていないという状況になっております。

○まつもと委員

提案理由に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正ということで、国の法律なんですよね。そこちょっと読んだんですけど、よく分からなかったのですが、この育児休業の残業免除を 3 歳から小学校

就学の始期に達するまで延ばされたのすごくいいなと思っていて、ほかの自治体ではこれを中学校入学までしているところがあったんですが、これを上げることには制限がないんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 18 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 22 分)

○山崎総務課長

それに関しては自治体の判断という形になっておりまして、今現在小学校就学前の子を養育する職員にするということにしております。

○まつもと委員

最近はお子さんも、いろいろ発達支援とかでケアが必要なお子さんもおられるかなと思うので、これを中学校入学までに引き延ばしてもらえたならと思うんですが、市はその考えはありますか。

○山崎総務課長

現在のところ国に従いまして、小学校就任前の子ということで進めさせていただきたいと考えております。

○二宮委員

今回の条例改正は職員ですから、男性女性関係ないと思うんですけども、育児休業で男性が使ってるというか、そういう実績というのはどのぐらいあるか分かりりますか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 24 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 25 分)

○山崎総務課長

それでは、育児休業に関して報告させていただきます。令和 7 年 2 月末現在でございますが育児休業取得男性が 2 名、女性が 16 名、女性職員に関しては、100% の取得率になっております。男性に関しては、2 割強の取得率という形になっております。

○二宮委員

もう 1 点、介護の休業をされてる今までの実績はありますか。

○山崎総務課長

介護に関しては実績等ございません。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 26 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 28 分)

○山崎総務課長

先ほどないと申しましたが、現在はないということになります。ただ、最近介護の休暇ということで過去に 1 件あったということは聞いております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 11 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 29 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 31 分)

それでは、続けまして総務課の審査に移ります。

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分についてを議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について御説明させていただきます。

今回の当初予算書に記載の歳入歳出別予算につきましては、別途配付しております令和 7 年度当初予算説明資料にまとめておりますので、その資料に基づいて説明させていただきます。なお、予算を計上している各事業の内容についても、資料を掲載しておりますので、説明は主要なものを抜粋して行わさせていただきます。

まず、歳出予算から説明させていただきます。

説明資料の 1 ページを御覧ください。なお、各事務事業の該当予算書のページ番号は、資料の備

考欄に記載しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち総務課所管分の事務事業といたしましては、一般管理費庶務事業（総務）から職員給与費（一般管理費）までの 18 事業となっております。

まず、一般管理費庶務事業（総務）の 1249 万 2000 円につきましては、総務課行政係と総務係及び支所地域生活課の庶務的経費を計上しております。

次に、行政連絡協議会事業の 4779 万 7000 円は、既定の計算方法に基づく行政連絡委託料と本協議会の代表者会、各支部の代表区長会等の報奨金を計上しております。

一般管理費庶務事業（人事）の 1318 万 5000 円は、総合賠償補償保険料や安全運転管理者等協議会負担金等を始めとした総務課人事関係の庶務的経費を計上しております。

次に、職員採用試験事業の 143 万 6000 円は、全国的な公務員離れにて大卒受験者が減少している中で、受験者確保を目的として公務員試験対策を必要としない試験の実施、広く周知を図るための試験案内パンフレットの作成と合同企業説明会への参加等に必要な予算を計上し、今年度も周知活動を強化しております。

職員研修事業の 155 万 5000 円は、愛媛県研修所が実施する各役職別向け職員研修、新規採用職員対象研修、人事評価研修における予算を計上しております。また、さらなる人材育成を図るために 7 年度から外部講師による I C T 研修、職員の要望を取り入れた能力育成研修における予算も計上しております。なお、予算を計上している研修は以上ですが、専門知識を持った職員が講師となって他の職員に研修を行う内部研修も実施する予定としております。

続きまして、職員健康管理事業の 832 万 4000 円は、主なものとして市役所職員の健康診断に関する経費と職員のストレスチェック費用となります。また、総務課では職員のメンタルヘルス対策にも力を入れており、総務課に保健師職員を配置して迅速なフォローワー体制を強化する中で、当該予算には職員が内部の職員に相談しにくい場合に備えて市内及び市外のカウンセリング専門事業者へ委託料も計上しております。職員の希望に沿った相談窓口体制を整えております。

一般管理費庶務事業（秘書）の 619 万 8000 円は、市長の出張旅費をはじめとした秘書係の庶務的経費を計上しております。また、令和 7 年度に開しましては、愛媛県市長会を西予市で開催するための経費を計上しております。

会計年度任用職員給与費では、本庁総務課の電話交換と通送便配達業務及び行政処分の不服申立てに審査を依頼する外部人材審理員、本庁舎の日直職員、人事係において職員の健康分析を行う保健師と年末調整時の繁忙期限定の短期事務補助員をそれぞれの事業で計上しております。

次に、職員給与費（一般管理費）の 4 億 5977 万 6000 円では、市長、副市長及び本庁総務課、支所地域生活課正職員の給与となります。

次に、2 款 1 項 2 目文書広報費、文書配達事業（郵便）309 万 6000 円では、本庁総務課及び各支所の年間郵便料を計上しているところでございます。

次に、2 款 1 項 7 目公平委員会費、公平委員会事業の 11 万 1000 円では、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に設置されている公平委員会における必要経費を計上しております。

次に、2 款 1 項 9 目防犯対策費、防犯対策事業の 1563 万 9000 円では、市管理の防犯灯の電気料、各自治会管理の防犯灯の電気料補助及び LED 防犯灯の設置、移設の補助金、防犯協会負担金等を計上しております。なお、自治会管理の防犯灯に関する電気料補助につきましては、現在市内自治会管理の防犯灯 5,720 灯の年間電気料に対して約 60% を補助しており、LED 防犯灯への設置、交換移設補助金については、これまでの取組により、全防犯灯 5,720 灯のうち 76% の 4,383 灯が LED となっており、残りの 1,337 灯が蛍光灯の状況でございます。市では令和 6 年度から蛍光灯、防犯灯に対する電気料補助金と蛍光灯から LED 防犯灯への交換補助金について、大幅な見直しを行い、加えて令和 10 年度までの 5 年間を促進期間に設定して、蛍光灯、防犯灯の LED 化を進めていくこととしております。なお、交換につきましては、前回の臨時会の補正予算で説明しましたが、国の物価高騰対策交付金を利用して先に進めている状態でございます。

次に、2 款 1 項 10 目交通安全対策費のうち交

通安全対策事業の 1107 万 2000 円では、地域管理の交通安全灯の電気料及び施設工事費とカーブミラー等の原材料支給の経費を計上しております。

また、会計年度任用職員給与費（交通安全対策事業）の 53 万 6000 円では、市内の交通安全指導員 20 人分の報酬を計上しております。

総務課所管分の歳出予算は、以上となります。ここで一般会計全体の人事費について説明させていただきます。人事費の説明は、予算書に沿って説明させていただきますので、予算書の 198 ページ給与費明細書を御覧ください。

まず、特別職の給与につきましては、市長、副市長及び教育長、市議会議員、消防団員等のその他特別職の給与費と共に合せた人事費の合計で 2 億 8268 万 4000 円となっており、前年度との比較では、752 万 6000 円の増額となっております。

続きまして、予算書 199 ページになります。

一般職の総括として正規職員と会計年度任用職員を含めた人数と金額を記載しております。令和 7 年度の職員全体数は括弧書きの短時間勤務職員含めると 993. 2 人となり、前年度比 6.5 人の減、人事費総額は 52 億 7011 万 4000 円で、前年度比 2 億 7174 万 6000 円の増となっております。職員手当の内訳については、下記に記載しておりますので後ほど御覧ください。

予算書 200 ページを御覧ください。

先ほどの全体職員数のうち、会計年度任用職員以外の職員、一般職員の正規職員となります。令和 7 年度の正規職員の数は、括弧書きの再任用等の短時間勤務職員を含めて 529. 2 人で、前年度から 4.5 人の増、人事費総額は 41 億 4245 万 9000 円で前年度比 1 億 8714 万 4000 円の増となります。正規職員数につきましては、定員管理計画において、令和 6 年度以降 10 年間で約 50 人、年度ごとでは 5 人程度の削減を目指しているところですが、病院の指定管理に伴い事務職等の増となっております。また、令和 6 年度人事院勧告による月額給与及び期末勤勉手当等の増も増額の要因となっております。

予算書の 201 ページを御覧ください。

こちらは令和 7 年度の会計年度任用職員の総数となります。括弧書きのパートタイムを含めて 464 人で前年度から 11 人の減、人事費総額は

11 億 2765 万 5000 円で前年度との比較では、8460 万 2000 円の増となります。なお、予算が増額になっている理由につきましては、正規職員と同様に令和 6 年度人事院勧告による月額給与等の増が原因となっております。人件費全体の説明は以上です。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料の駐車場使用料 753 万 6000 円は、本庁及び各支所の正規職員及び会計年度任用職員等が利用します指定駐車場の利用料でございます。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、2 節総務費雑入の主なものといたしましては、職員健診個人徴収金自己負担分として 107 万 7000 円、そして、市から派遣する職員が入居する官舎家賃の自己負担金として 57 万 6000 円、非常勤職員の公務災害に対する療養補償費として 37 万円、雇用保険料の被保険者負担分として 462 万 9000 円、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員給与費負担として 652 万 3000 円、避難勧告等に対する職員人件費等に対する災害対策費用保険保険金として 300 万円を計上しております。

以上で当初予算の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう申し上げます。

○竹崎委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

歳入予算書 42 ページの官舎家賃負担金 57 万 6000 円。これ何人分なんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 48 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 49 分）

○山崎総務課長

官舎の件でございますが、予算上 4 人となっております。

○信宮委員

職員採用試験事業なんですけれども、今年も特別、公務員の勉強しなくても受験ができるような

試験方法をとりたいということだったんですけれども、この方法は昨年からやられておったように聞いております。あわせてほかの試験と併願ができるように日程をずらした試験を去年から行っていたと思うんですけども、それで応募数がどうなったのか、増えたのか、その辺り分かりましたお願いします。

○山崎総務課長

先ほど委員の言われたそういう努力は行っているわけでございますが、昨年度の職員採用候補者試験の実数で言いますと受験者数が 18 名。そして採用数でございますが 4 名となっております。ただこちらとしても、試験を受けてくれる大学生等少なくなつて各市町との取り合いとなつておりますので、今後もアピール等努力していく予定にしております。

○信宮委員

今年度新たにこういう取組をして応募者数を増やそうかなという新たな考え方とかはないですか。

○山住総務部長

職員募集の関係でございますけれども、近年御案内のとおり応募をする学生また社会人の数も減ってきております。そういうことを踏まえまして、いろんな形での試験の在り方というのを検討しております。令和 6 年度におきましても、先ほどありました新たな試験の導入とかをやっているところでございます。今後につきましては、現在のところは令和 6 年度に取り組みました試験制度を踏襲していきたいと。ただし、柔軟な採用の方法については、今後も研究を重ねてまいりますし、また大学でありますとかといったところに直接足を運んで職員の募集についての案内等は、積極的に展開をしてまいりたいと考えております。

○二宮委員

今の職員採用ですけども、社会人枠採用は今どういう状況でしょうか。

○山崎総務課長

昨年度、技術職等におきまして社会人枠ということで募集させていただいております。ただ、令和 6 年度に関しましては申込み受験者数がゼロという形になっております。今後とも技術職等を募集して、応募に取り組みたいと考えております。

○二宮委員

例えば年齢制限とかいくつになったんでしょう

か。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 53 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 9 時 55 分)

○山崎総務課長

先ほどの年齢のことでございますが、4月2日現在で社会人枠ですが45歳までという形にしている状況でございます。

○二宮委員

求める職種によっても違うと思いますし、また、移住定住を考えてる人なんかも、都会で疲れた人はこっちで仕事あつたら行こうかなみたいな、そういうのもあるんじゃないかなと思うんで、もうちょっと年齢を上げるとか、フリーにするとか、柔軟な採用もあってもいいのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○山住総務部長

人材不足という中でそういった年齢制限等も緩和してより多く幅広く採用したいというところでございますけども、組織としての年齢構成というのも当然配慮する必要もございます。こういった形で各専門分野については、年齢制限等を引上げて、有能、優秀な人材の確保に努めておりますが、それはもう必要な職種に限ったところで現段階は考えております。全体的な職員の年齢的な階層等も踏まえた上で、今後も適切な募集要件とさせていただきたいと考えております。

○二宮委員

分かりました。ありがとうございました。

別件ですけど、顧問弁護士さんですよね、顧問委託料が幾らかというのは言えないんだったら言えないんでいいんですけども、例えば、委託料を払って、訴訟があった場合ですよね、訴訟があった場合はまた別料金で払うのかどうか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

○山崎総務課長

顧問弁護士料でございますが、令和7年度に関しましては一月7万5000円の委託料という形で計上させていただいております。また、裁判等において成功報酬という形もありますが、そこら辺は別の予算を立てるという形にしております。

○二宮委員

もう1点、公務災害補償の共済金あったと思うんですけども、議会ごとによく専決で職員のいろんな事故とか、そういうのもあって金額とか出るんですけども、それをこれで賄っているということで理解していいんでしょうかね。

○山崎総務課長

今委員の言われましたとおりでございます。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 9 時 58 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午前 10 時 7 分)

○山崎総務課長

公務災害補償事業の内訳を説明させていただきたいと思います。

事業に関しましては、総合賠償補償保険料ということで、市町村会総合賠償補償保険ということで287万2000円を支出しております。そしてもう一つ、災害対策費用保険料ということで、災害対策費用保険制度がございます。それに対して376万6000円支出しております。市町村会総合賠償補償保険料というのは市が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険料を支払う保険制度となっております。これが市町村会が保険会社として加入市を被保険者とする団体保険契約を締結して実施しているものでございます。

○二宮委員

公用車の自動車保険等は、特に掛けてないという理解でいいんですか。

○山住総務部長

公用車の保険につきましては、この後財政課のところでまた報告させていただきたいと思います。

○まつもと委員

ちょっと幾つか聞かせてください。

職員研修事業なんですが、77万7000円上がつてすごくうれしいんですけども、先ほど説明で外部講師のICT研修、それから職員の希望聞いて能力育成もっておっしゃられたと思うんですが、能力育成ってどういうものを想定されているんでしょうか。

○山崎総務課長

先ほどの能力育成ということでございますが、各職員が自ら総務課に申出ていただいて、自分がこういう能力をアップしたいというものを聞き取りながら進めていくようにしております。

○まつもと委員

50 ページの派遣職員管理事業なんですが、令和6年度より半額ぐらいになっていると思うんですけど、この理由とこの内容について教えてください。

○山崎総務課長

派遣の内容でございますが、先ほど申しました令和7年度は4名という形になっております。内容といたしましては令和7年度ですが、愛媛県に1名、愛媛県後期高齢者医療広域連合会に1名、愛媛大学に1名という形にはなっております。令和6年度でございますが7名の方を派遣しております。内容といたしましては、愛媛県市町振興課、そして愛媛県にもう1名。そして、地方税滞納整理機構に1名行っております。そして、同じく後期高齢医療広域連合会に1名、愛媛大学そして西予市移住定住交流センター、愛媛地域活力創造センターに派遣という形になっております。令和7年度は人数が減ったということになっております。

○まつもと委員

57 ページの公平委員会事業なんですが、令和7年度の計画はいつ何回、委員は一般質問で3人とおっしゃったかなと思うんですが、令和7年度の計画いつ何回あるか分かれば教えてください。

○山崎総務課長

まず、実績についてお答えしたいと思いますが、合併以後審査案件の発生がないために年に1回の通常会の開催のみという形になっております。通常会では分限処分や懲戒処分の報告等を行っている状況でございまして、令和7年度におきましても公平委員会の案件がなければ、通常の1回とする形にはなろうかと思います。

○まつもと委員

それ何時っていうのは決まってないんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時13分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時13分)

○山崎総務課長

開催予定でございますが、5月、6月頃に予定はしております。

○まつもと委員

防犯対策事業の防犯灯設置補助金、補助金が下がるというのは先日お聞きしてたんですけど、

8万5000円と415万円の減で、これは何台分の予算なのか。また、ある程度整備が進んでいるので大丈夫と判断しているのか、要望あっても出せないという判断なのかお聞かせください。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時14分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時17分)

○山崎総務課長

補助金の件でございますが、令和6年度の臨時会において補正を組みまして、令和6年度交付金を使用して行うという形にしております。それを繰りまして令和7年度に事業を同じような規模で継続することにしております。

○山本委員

前にも聞いたんでもう1回聞くんですが、職員の健康のこと非常に気になるので、職員健診の自己負担はこれ何人受けられたんでしょうかね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時18分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時22分)

○山崎総務課長

検診に関しましては、490名を予定しております。自己負担額に関しては、各項目ありますが腹部超音波と子宮がん検診等そういうものも入っております。それが内訳でございます。

○まつもと委員

52 ページの負担金補助及び交付金のところの負担金の県市長会負担金127万9000円なんですけど、これ倍ぐらい上がってて負担金が倍上がるっていうのはどういうことなのかなと思って教えてください。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時23分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時25分)

○山崎総務課長

市長会負担金の増額に関してですが、令和7年度西予市長が市長会の会長という形になることになっております。それに関して、市長会による視察等の予定をされておりますので、その金額等が増えるという形にしております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 27 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 29 分)

その他総務課所管に関する質疑がありましたら、発言をお願いいたします。

○二宮委員

今、新聞等でも行政の中でのハラスメント行為というのがよく目につくんですけども、この西予市におきまして、ハラスメントという点で市民のほうから市役所の職員に対してカスタマーハラスメントいうんですかね。よくお店なんかもあるんですけど、そういう状況があるのかどうかちょっとお聞きをしたいなと思います。

○山崎総務課長

市民からの市職員のカスタマーハラスメントについてでございますが、申出等を受けた案件等はございませんが、日々市役所には行政批判やクレームなどの電話等があります。特に通常業務にまで支障を及ぼすような事案に関しては、警察署にも相談して対応する場合があったということはあります。

職員が市民から受けるハラスメント対策といたしましては、名札の表記を変更することとしております。名札の表記を変更することによりまして、個人情報が特定されず、また、職員が安心して職務に従事できるような職場づくりを整備していくということで、令和 7 年度から表記の変更をしたいというふうに考えてハラスメントに対しての対応も行っていきたいと思っております。

○二宮委員

そしたら、特に病んでおられるような職員、ハラスメントによってですけども、おられないということで理解してよろしいでしょうか。

○山崎総務課長

やはり先ほども申しましたように日々市役所にはクレーム等の電話、相談等がございます。そこで職員の気持ち的にもちょっと心を痛めている方はおられるかもしれません、大きなものにはなっていないと理解しております。

○竹崎委員長

以上で、議案外質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 32 分)

【選挙管理委員会】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 34 分)

続きまして、選挙管理委員会の審査に移ります。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分に関してを議題といたします。

山崎書記長の説明を求めます。

○山崎選挙管理委員会書記長

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について御説明させていただきます。

選挙管理委員会の歳入歳出別の予算につきましても、先ほどの令和 7 年度当初予算説明資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

まず、歳出予算ですが、説明資料の 2 ページを御覧ください。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費のうち選挙管理委員会費庶務事業の 92 万 3000 円は、選挙管理委員会の委員報酬及び委員会の開催経費、西予市明るい選挙推進協議会への補助金等を、職員給与費(選挙管理委員会費)の 966 万 8000 円につきましては、選挙管理委員会書記である選挙係長 1 名の人事費を計上しております。

次に、7 目参議院議員選挙費、参議院議員選挙事業の 2372 万 1000 円、会計年度任用職員給与費(参議院議員選挙事業)の 261 万 1000 円は、令和 7 年 7 月 28 日で任期満了を迎える第 27 回参議院議員選挙の選挙経費と短期的に事務補助を行っていただく会計年度任用職員の経費を計上しております。なお、参議院議員選挙の事業予算には、市議会議員選挙の際に導入したタクシー移動支援の経費を計上しております。内容といたしまして

は、65歳以上の高齢者で運転免許を持っていない方若しくは車の運転が困難な方及び障害者または妊婦の方で車の運転が困難な方を対象に、期日前投票期間において自宅から期日前投票所までの移動に市内タクシーを利用する場合、その往復と投票所までの待ち時間の費用を無料とするものであります。予算額といたしましては、前回の利用状況を鑑みまして34万6000円の予算を計上しております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。説明資料の3ページ、予算書は34ページとなります。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金につきましては、参議院議員通常選挙費委託料計2573万7000円と、在外選挙人名簿登録委託金として1,000円を計上しております。

以上御審議の上、御決定くださいますようよろしく申し上げます。

○竹崎委員長

山崎書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

御説明いただいた職員給与費（選挙管理委員会費）の966万8000円の説明をもう1回すみませんけどお願ひしたいと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時39分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前10時40分）

○山崎選挙管理委員会書記長

職員給与費ですが1名分の費用となっております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時41分）

【危機管理課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前10時54分）

これより危機管理課の審査を行います。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮危機管理課長

それでは、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」危機管理課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、主な歳入について御説明いたします。

予算書30ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、7目消防費県負担金、1節消防費県負担金、原子力防災活動車両経費県負担金といたしまして34万9000円でございます。これは、当市が国から貸与を受けております原子力防災車両3台分の車検等に要する費用に係る経費となります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費県補助金、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金といたしまして13万2000円でございます。これは、福祉事務所福祉課が所管しております避難行動要支援システムにおいて原子力災害部分に係るシステム利用料として10分の10の補助金でございます。歳出予算につきましては、統合型GISシステムの中に避難行動要支援システムが組み込まれていることから統合型GISシステムを所管しておりますデジタル推進課で計上いたしております。

続きまして、予算書33ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、9目消防費県補助金、1節災害対策費県補助金、夜間津波避難対策事業費県補助金1180万円、家具等固定加速化支援事業費県補助金50万円、合計1230万円でございます。夜間津波避難対策事業費県補助金につきましては、愛媛県事業として令和5年度から令和7年度までの3ヵ年で津波からの避難訓練に課題のある地域の避難路、避難場所等を整備し、夜

間避難訓練を実施し、課題解決に取り組む自主防災組織を支援するための事業費に対しての補助金となります。また、家具等固定加速支援事業費県補助金では、南海トラフ巨大地震や頻発する地震による家具転倒防止などに備えるための経費の補助金となります。

続きまして、46 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、6 目消防債、1 節消防債、1 億 4650 万円のうち危機管理課所管分として、防災行政無線デジタル整備事業としまして 1 億 1760 万円でございます。これは、防災行政無線情報システム整備事業において、運用開始から 10 年以上経過している市役所親局、大野山中継局、野村地区で使用しています無線装置の更新及びシステム開発導入委託料、全国瞬時警報システム J アラート新型受信機更新に要する経費となります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書は 156 ページから 159 ページとなります。156 ページを御覧ください。

危機管理課の所管事業としまして、9 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費、会計年度任用職員給与費（災害対策費庶務事業）と職員給与費（災害対策費）を除く 5 事業で、1 億 7344 万 7000 円となります。令和 6 年度当初予算と比較しますと、主に防災行政無線情報システム整備事業において、運用開始から 10 年以上経過している市役所親局、大野山中継所、野村地区で使用しています無線装置の更新及びシステム開発導入を計画したことにより、全体では 1 億 360 万 6000 円の増額予算となっております。

それでは 5 事業について順に説明をさせていただきます。災害対策費庶務事業 124 万 2000 円でございます。各種計画策定に関する会議等の開催経費並びに課内全体の消耗品費、旅費、公用車両経費等の庶務的な経費を計上しております。公用車両経費の車検に要する費用の財源につきましては、全額原子力防災活動車両経費県補助金となっております。

防災行政無線・情報システム整備事業 1 億 3051 万 5000 円でございます。防災行政無線等、各種機器の維持管理等に関わる経費を計上いたしております。主な内容につきましては、防災行政無線、津波監視カメラの電気料 318 万円、電信電

話料 115 万 2000 円、防災行政無線維持管理委託料 343 万円、県防災行政無線維持管理負担金 205 万 4000 円となっております。また、先ほどから御説明しておりますとおり令和 7 年度については、防災行政無線において運用から 10 年以上経過している親局、中継局、野村地区の再送信子局 7 基、屋外拡声子局 15 基の更新として、工事請負費 9962 万 7000 円、更新に伴い機能強化として一斉情報配信システム構築連携に要する費用として、情報関係委託料 1578 万 5000 円を計上するとともに、全国瞬時警報システム J アラート新型受信機の更新として、備品購入費 220 万円を計上いたしております。更新に伴う財源につきましては、市債であります緊急防災減災事業債を充当しております。

防災対策啓発活動事業 830 万 7000 円でございます。各地域の状況に見合った防災に対する啓発活動が重要であるとの考え方のもと、引き続き地域や各種会合に足を運び、啓発を進めるための経費を計上いたしております。主な内容といたしましては、逃げ遅れゼロアプリや備蓄品管理ができるみんなの防災アプリシステム保守点検委託料として 82 万 5000 円、自主防災組織の活動活性化に資する自主防災組織活動育成補助金 400 万円、地震による家具転倒防止などに備えるため家具転倒防止対策費補助金 150 万円を計上いたしております。財源といたしまして、自主防災組織活動育成補助金に対しましてふるさと応援基金繰入金を全額充当、家具転倒防止対策費補助金には県補助金 3 分の 1 の 50 万円とふるさと応援基金繰入金 100 万円を充当いたしております。

防災対策推進事業 2475 万 8000 円でございます。

市が実施する訓練に使用する消耗品購入にかかる費用、災害用備蓄物資の更新に要する費用、トイレカー維持管理費用、夜間避難に支障のある自主防災組織等が実施する津波避難路、緊急避難場所の整備に対する補助金を計上いたしております。南海トラフ巨大地震に備え沿岸部の夜間津波避難路などの事業を実施する 11 組織の自主防災組織等への補助金として 2360 万円を計上いたしております。財源といたしまして、夜間津波避難対策事業費県補助金、ふるさと応援基金繰入金それぞれ 2 分の 1 を充当しております。

事前復興推進事業 862 万 5000 円でございます。

主な事業につきましては、令和7年度も令和5年3月に策定いたしました西予市事前復興計画に基づいた事前防災及び復興の事前準備を推進することといたしております。令和7年度は、沿岸部の三瓶南地区で開催する事前復興まちづくりワークショップを継続するための業務支援委託料として668万2000円を計上いたしております。財源としまして3分の1の補助として、国の社会資本整備総合交付金を充当させていただいております。

以上、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」危機管理課所管分についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

夜間津波避難行動の訓練とか、自主防災が行う防災訓練とか、そういったときに保険は掛けているのかということと、その保険料はどこが負担をしているのかという点をお伺いいたします。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時8分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時8分）

○宇都宮危機管理課長

訓練に関しまして市の主催する訓練ですとか、市の方に事前に申請または報告があった事業につきましては、消防で入っております保険を適用いたしております。各自でやられる分については、各団体で保険に入ってやっていただくのがいいのかと考えております。

○井関委員

防災行政無線・情報システム整備事業なんですが、野村の再送信子局7つ新しく更新されるということですが、私のイメージではまだ更新してからあまりたっていないと思うんですけど、これ耐用年数いうのが先ほど10年たったということをちょっとと言われましたが、10年ぐらいで変えていかないけんものなんでしょうか。

○宇都宮危機管理課長

詳しく説明させていただいたらと思います。

現在の防災行政無線システムにつきましては、平成25年度からデジタル化の整備を進めるということで平成27年度から整備が完了した地区から順次運用を開始しています。運用開始から10年経過しておりますけれど、市役所の親局、大野山中継局、野村地区で使用しています無線装置、これが旧装置になりまして、修繕が必要になった場合の部品保有期間が令和4年3月末で終了しております。このことから、部品の減少とともに部品の調達が困難になり、修繕が出来ない状況であるということをメーカーから連絡がありました。このことから、野村地区の旧装置につきまして令和7年度に予算化させていただいて無線装置の改修を予定しているところでございます。

○まつもと委員

同じく防災行政無線・情報システム整備事業の新しいシステムなんですが、もうちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。どういうシステムでどうよくなるのか教えてください。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時11分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時12分）

○宇都宮危機管理課長

今回の防災行政無線の更新に伴いまして一斉情報配信システム機能強化として一斉情報配信システムの整備も考えております。これにつきましては、ただいま職員参集メールとして活用しておりますメールシステム、スピーキャン・ライデンっていうものがありまして、そのシステムを利用しているんですけど、今度更新をするときに防災行政無線、LINE、フェイスブック、X、ホームページとかみんなの防災アプリに一斉に配信できるシステムに更新しようと考えております。今まで複数の職員が一つ一つ入力等を行っておりましたが、これを整備することによって1人の作業によって複数のシステム、1回入力すれば全てのシステムに情報発信が可能となり、職員の負担が軽減するとともに災害対応時などの限られた職員体制においてもスムーズな情報発信が可能になると考えております。

○まつもと委員

Jアラートも新型受信機の部品を買われるという話だったんですけど、Jアラートなのに国とか

県とか補助金ないんですか。

○宇都宮危機管理課長

Jアラートの更新につきましては、今まで国のはうが広範囲なところで発信をしていたみたいで、令和8年度から地域をもう少し具体化して発信できるようなシステムを国のはうで構築されるそうです。それに伴いまして、今当市のほうで整備しております機器の更新が必要になります。それにつきましては、先ほど御説明しました緊防債で対応するようにという指示がありますので、7割の交付税措置で返ってくるような緊防債を活用するように計画をしております。

○まつもと委員

ちょっと関連なんんですけど、昨日、夜停電しまして、それで市民の方から放送してほしいっていうふうに言われたんですが、夜間だったので四電からも、折り返しのときに夜間なので放送はというふうにお答えいただいたんですが、何か決まりがあるんだったら教えてもらってもいいですか。

○宇都宮危機管理課長

大規模な停電につきまして、日中でありますら四国電力送配電から放送依頼があった場合については、当課で放送をするようにいたしております。その規模と緊急性にもよると思いますが、四国送配電から放送依頼があった場合については、日中は本庁危機管理課、夜間どうしてもというところになれば消防にお願いして放送をしていただくようになっております。

○まつもと委員

希望はもう四国送配電が決めるっていうことなんですか。

○宇都宮危機管理課長

基本的には四国送配電からの依頼によりうちが放送するようになっております。

○まつもと委員

防災対策推進事業のトイレカーラの維持管理年間幾らか教えてください。

○宇都宮危機管理課長

維持管理いろいろ消耗品とか、保険とか、法定点検とかありまして全てで約10万円を見込んでます。

○まつもと委員

防災対策啓発活動事業のアプリのシステム保守料が82万円でちょっと高いなど個人的に思った

んですが、高価というか高くなる理由っていうのはあるんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時17分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時20分）

○宇都宮危機管理課長

みんなの防災アプリシステムの保守点検料ですけれど、月額5万円の12カ月分で組ませていただいております。このアプリの機能につきましては、逃げ遅れゼロアプリ、我が家家の防災計画機能ということでマイタイムラインが作成できる機能、我が家家の備蓄の管理ができる機能、防災情報配信機能として市の防災システムの受信が出来たりとか文字で見れたりするような機能が含まれております。それを5万円の12カ月プラス消費税で予算を計上しております。その上に令和6年6月に正式にリリースさせていただいたんですけど、9カ月で550件ほどのダウンロード、目標は2,800件程度を目標としておりますけれど、それに周知もしますが、操作自体を周知して操作を皆さんにお願いすることが必要だと思っておりますので、地域に入っていて地域の自主防災組織の研修会等でうちの職員と業者の方も来ていただいて、操作説明会を開催しております。それらも含めましての経費の委託料ということで考えておりますので、適当な金額になるのではないかというふうに私どもは考えております。

○井関委員

トイレカーラのことなんですが、トイレカーラの今後の利用の仕方でイベント等に貸出しができるのかどうか、そういうことを考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○宇都宮危機管理課長

トイレカーラにつきましては、今月27日に納車予定になっております。その日に消防署の落成式がございますので、そこにみんなに見ていただきたいので展示しようかなと考えておりますのと、それが終わりましたら市役所の1階に展示をするとか、支所に展示をしてみんなに防災意識を高めてもらうとかっていうことを経まして、予定では令和7年5月1日ぐらいから利用開始ができるよう計画をいたしております。

また、使用につきましては、市の職員が関わる

といいますか市の主催行事等についての貸出しと考えております。民間の方については、保険等のことがありますので、一応市が主催する行事等に関わる事業についての貸出しと考えております。

○井関委員

市の主催するという意味合いがどこまでかというところなんですが、例えばれんげまつりとか、野村朝霧湖マラソンとかこれらは含まれるんでしょうか。

○宇都宮危機管理課長

今委員が言われました事業等は貸出し可能だと考えております。

○二宮委員

同じ質問ですけど、地域づくり組織のイベント等についてはいかがでしょう。

○宇都宮危機管理課長

地域づくり等も地域づくり活動センターの職員がおりますので、その分も可能であると考えております。

○竹崎委員長

ほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 25 分）

【税務課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 27 分）

次に、税務課の審査を行います。

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分についてを議題といたします。

谷川課長の説明を求めます。

○谷川税務課長

それでは、議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について御説明

させていただきます。

まず、歳入について御説明させていただきます。予算書の 13 ページから 14 ページとなります。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人につきましては、対前年度 2333 万 9000 円増の 12 億 450 万 8000 円を計上しております。増額の主な理由といたしましては、現年課税分において人口減少を考慮するものの、最低賃金の上昇等、経済の緩やかな持ち直し等の影響により増収の見込みを立てております。

続いて、2 目法人につきましては、法人数は微増しておりますが、収益や資本金の減少等による影響をもとに過去の実績等も参考の上、対前年度 369 万 5000 円減の 1 億 4408 万 9000 円を計上しております。

2 項固定資産税、1 目固定資産税につきましては、対前年度 8903 万 3000 円増の 15 億 5714 万 6000 円を計上しております。増額の主な理由としましては、令和 6 年度評価替えにおける家屋について、物価高の影響による再建築価格の上昇に伴い評価額の減少額が生じたことによるものです。また、法人 2 社について、企業誘致条例に基づく減免が終了したことにより増収を見込んでいるところでございます。

続いて、2 目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金につきましては、主に国土交通省の固定資産に対する減価償却の影響により対前年度 28 万 3000 円減の 1246 万 9000 円を計上しております。

次に、3 項軽自動車税、1 目軽自動車税につきましては、対前年度 247 万 2000 円増の 1 億 6525 万 6000 円を計上しております。登録台数はほぼ横ばいとなっておりますが、税率の上がった平成 27 年 4 月以降の登録車両に入れ替わっておりその影響を見込んでおります。

続いて 14 ページでございます。

2 目環境性能割でございますが、直近の納付実績を踏まえまして、対前年度 174 万円増の 853 万 2000 円を計上しております。

次に、4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税につきましては、直近の納付実績を踏まえまして、対前年度 696 万円減の 2 億 963 万 9000 円を計上しております。

次に、5 項鉱産税、1 目鉱産税につきましては、

直近の納付実績を踏まえまして、前年と同額の8,000円を計上しております。

以上、市税総予算額が33億164万7000円、前年比1億564万6000円の増でございます。

続きまして、予算書24ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、2節徴税手数料でございますが、前年度の実績を踏まえまして、対前年度5,000円増の272万9000円を計上しております。

次に、予算書は34ページをお開きください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金の県民税徴収事務費委託金につきましては、対前年度58万6000円増の4789万2000円を計上しております。増減の主な理由としましては、個人市民税とあわせて徴収している県民税の取扱いに係る費用となります。市民税同様緩やかな増収の影響を踏まえた見込額としております。

次に、予算書は39ページをお開きください。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金でございますが、前年の実績をもとに算出しまして、対前年度34万7000円減の214万円を計上しております。

次に、予算書は41ページをお開きください。

20款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費でございますが、滞納処分に係る経費としまして、対前年度27万8000円増の43万5000円を計上しております。以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。予算書は63ページから66ページとなります。

まず、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費として1億4353万7000円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます税務総務費庶務事業、会計年度任用職員給与費（税務総務費庶務事業）及び職員給与費（税務総務費）となっております。

税務総務費庶務事業の162万5000円につきましては、税務課内全般の運営に係る消耗品、郵券料、コピー使用料等の庶務経費や公用車の管理に係る経費などを計上するものでございます。また、会計年度任用職員給与費（税務総務費庶務事業）562万9000円につきましては、育児休暇を取得している職員の代替職員に係る人件費及び確定申

告時の事務補助に係る人件費を計上するものでございます。なお、正規職員に係る職員給与費につきましては、総務課所管のため説明は省略させていただきます。

次に、予算書65ページをお開きください。

2目賦課徴収費として、6555万4000円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます管理収納事業、市税過誤納還付金運営事業、債権整理事業、市民税賦課事業、軽自動車税賦課事業及び固定資産税賦課事業となっております。そのうち市民税賦課事業、軽自動車税賦課事業、固定資産税賦課事業につきましては、市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税の賦課徴収に係るシステムデータの更新や各種負担金のほか印刷製本や通信運搬費等の経費を計上するもので、前年度より3173万5000円増額の4489万4000円を計上しております。増額の主な要因としましては、郵券料値上げによる影響のほか次期令和9年度評価替えを行いますが、評価替えに係る鑑定委託料として2957万2000円を計上しております。

続いて、管理収納事業につきましては、前年比70万8000円増の994万2000円を計上しております。こちらは納税相談、文書催告等を実施するとともに納税意識の低い滞納者に対して預貯金、給与、生命保険等の債権を中心に差押えなどの滞納処分を行うため市税の収納管理に係る経費を計上しており、また、市税の納付書に印刷されたQRコード等を利用して自宅のパソコンやスマートフォンから電子納税ができる地方税共通納税システムの運用が開始されたことから、地方税共同機構に対する収納手数料負担金を計上しております。そのほか徴収困難な長期滞納者や高額滞納者につきましては、愛媛地方税滞納整理機構へ移管し滞納額の縮減にも努めているところでございます。なお、増額の主な要因としましては、郵券料の値上がりの影響であると考えております。

続いて、市税過誤納還付金運営事業につきましては、前年比4万7000円増の1017万2000円を計上しております。こちらは、市民が市税を重複納付された場合や確定申告等により税額更正があった場合のほか、法人の予定納税の税額更正等があつた場合、還付処理に係る経費を計上するものでございます。

次に、債権整理事業につきましては、前年比23万4000円増の54万6000円を計上しております。こちらは債権整理室が債権所管課からの移管債権を回収するための経費のほか滞納整理に関する職員研修等に関する経費を計上するものでございます。

続きまして66ページをお開きください。

3目定額減税調整給付事業費として、406万2000円を計上しております。こちらは令和6年に実施しました定額減税し切れない見込まれる方への調整給付に不足がある方に不足額を給付する事業に係る経費を計上しております。なお、不足給付額見込額につきましては、現在令和6年分の申告期間中であり令和7年度課税資料が整うまで試算が困難であるため、当初予算には事務的経費及び事務補助として会計年度職員の雇用に係る経費として406万2000円のみを計上させていただいており、不足額につきましては、試算が完了次第補正予算で計上させていただく予定としております。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

市税個人の分なんですけれども、今年割と大幅に増額されるということを見込まれてるようなんですけれども、定額減税の説明もありましたが、昨年定額減税、所得税が3万円、住民税が1万円。去年の税率によって今年の市民税が変わってくると思うんですけど影響はないんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時40分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時41分）

○谷川税務課長

令和6年に実施されました定額減税は、住民税に関しては確定した令和6年度の住民税額から1万円を減額するという内容になっております。所得税に関しては、令和6年分の所得税に関して減税が行われるということになっております

で、現在行われております6年分の確定申告で、それぞれ申告された方は精算をしていくという形になると考えております。確定した税額からの減税ですので、所得自体に変更はございませんので、6年分の確定による7年度の住民税の課税に対しては、影響はないというふうに考えております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは、以上で質疑を終結といたします。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時43分）

【財政課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時45分）

それでは、これより財政課の審査を行います。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分についてを議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」につきまして、まずはその概要について御説明いたします。

歳入歳出予算はそれぞれ291億4000万円で、令和6年度と比較し3億3000万円、1.1%の減となっております。

歳入の概要について款別に御説明いたします。総務常任委員会資料1ページ、歳入款別説明資料を御覧ください。

1款市税は、個人市民税及び企業誘致条例の減免措置の状況を反映した固定資産税の増、10款地方交付税は、給与改定や施設管理費の物価高に係る需要額増の影響による普通交付税の増額、14款国庫支出金では、災害復旧関連事業の事業

費増による増額、15 款県支出金では、担い手育成支援事業の事業費増に伴う農林水産業費県補助金の減、18 款繰入金では、病院会計への現給保障分の繰出金の財源を目的とする地域振興基金等の増、21 款市債では、養護老人ホーム三楽園建設事業、消防本部署庁舎建設事業等の完了に伴い減額となっております。令和6年度をもって大型建設事業が一区切りとなるとともに、合併後のまちづくりに活用してきました旧合併特例事業債の適用が終了となります。今後の市債発行は、過疎債に頼ることとなります、今まで以上に地方債発行の枠を適切に管理して公債費の抑制を図りつつ、国県支出金、ふるさと納税等の積極的な財源確保に努めまして、歳入を的確に見込んだ適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて、歳出の概要について款別に御説明いたします。配付資料の3ページ歳出款別説明資料を御覧ください。

まず、増額の大きい予算科目といたしまして、2 款総務費では、二木生地区地域づくり活動センター整備事業、CATV 整備事業等の増、4 款衛生費では、病院事業会計繰出事業、廃棄物処理委託事業等の増、11 款災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業（過年度）、道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）等の増。

次に、減額の大きい予算科目といたしましては、6 款農林水産業費では、担い手育成支援事業、長早漁港海岸高潮対策事業等の減、7 款商工費では、第三セクター等経営管理事業、産業創出事業費庶務事業等の減、9 款消防費では、消防本部署庁舎建設事業、八幡浜地区施設事務組合負担金事業、常備消防施設整備事業等の減となっております。

それでは、予算書に沿いまして財政課所管分の主なものとして歳入予算から御説明いたします。

配付資料の6ページ、歳入の科目別内訳表を御覧ください。

財政課の歳入予算科目 2 款地方譲与税から11 款交通安全対策特別交付金までの予算額につきましては、国が公表、通知をしています令和7 年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等について、また、令和7 年度地方税及び地方譲与税収入見込額等を基本としつつ、当市の過去の収入実績により、調整を行い計上いたしております。

続いて、主な予算科目について御説明いたします。予算書は14 ページとなります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 5619 万 3000 円であります、対前年度 1.2%、70 万 3000 円の減としております。

予算書は15 ページになります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 1 億 8265 万 4000 円であります、対前年度 2.0%、365 万 2000 円の増としております。

3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金 643 万円でありますが、対前年度 324.1%、491 万 4000 円の増としております。

4 款配当割交付金、1 項 1 目配当割交付金 1835 万 5000 円であります、対前年度 18.1%、405 万 7000 円の減としております。

予算書は16 ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 1907 万 7000 円でありますが、対前年度 29.2%、431 万 1000 円の増としております。

6 款法人事業税交付金、1 項 1 目法人事業税交付金 7628 万 5000 円であります、同交付金は県税である法人事業税の一部を市町に対して従業者数で按分して交付するものでございます。対前年度 4.1%、303 万円の増としておりますが、増額の理由といたしましては試算の基礎としています愛媛県の予算要求額が、前年度比で増額となったことによるものでございます。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金 9 億 1437 万 2000 円であります、愛媛県の予算要求額を基本として、一般財源分と社会保障財源分とに区分して試算をしております。消費税 10% のうち 2.2% が地方消費税となり、そのうち一般財源分は 1.0% で国勢調査人口と経済センサス基礎調査の従業者数により配分され、社会保障財源分は 1.2% で国勢調査人口により配分されることとなっております。対前年度 0.1%、117 万 6000 円の増としております。

8 款環境性能割交付金、1 項 1 目環境性能割交付金 3709 万 1000 円であります、対前年度 42.2%、1100 万 2000 円の増といたしております。

続いて予算書 17 ページとなります。

9 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 1800 万円であります、国の制度変更等により、

地方負担増や減収が生じたときに交付されるもので、令和7年度は個人住民税の減収補填に係る予算を加味し対前年度11.3%、228万7000円の減としております。

続いて、10款地方交付税、1項1目地方交付税124億円でございます。普通交付税につきましては、対前年度1.4%、1億5000万円増の111億円を計上いたしております。増額の要因としましては、給与改定や施設管理費の増加による単位費用の増が挙げられます。交付税に依存する当市の歳入構造においては、今後も国の交付税制度の動向に注意が必要となります。

次に、特別交付税につきましては、令和7年度特殊財政事情の経費が当初予算計上時点では適切に試算出来ないため、当初予算では近年の実績を踏まえ対前年度4%、5000万円増の13億円を計上いたしております。

続きまして、11款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金372万1000円でありますが、対前年度0.8%、3万1000円の減といたしております。

予算書は19ページとなります。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、1節総務管理使用料1028万2000円でありますが、財政課所管分として市有施設を太陽光発電設備事業者に貸付けしております使用料154万7000円と庁舎使用料7,000円を計上いたしております。

予算書は29ページとなります。

15款県支出金、1項1目総務費県負担金、1節総務管理費県負担金216万8000円のうち権限移譲事務等市町交付金として財政課所管分197万2000円を計上いたしております。過去4年間の伸び率の平均から対前年度0.8%、1万6000円の減と見込んでおります。

続いて、配付資料は6ページから7ページとなります。予算書は35ページとなります。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入3116万5000円でありますが、財政課所管分における市有地貸付におきましては、電柱等敷地料を除き賃貸借契約120件、貸付料1501万4000円、建物貸付におきましては、賃貸借契約20件、貸付料792万円を計上いたしております。

続いて、2目利子及び配当金、1節利子、

992万5000円のうち財政課所管分としまして、今後見込まれる各基金に係る定期預金及び普通預金利子を計上いたしております。財政調整基金利子が255万9000円、減債基金利子が144万1000円などとなっております。

予算書は36ページになります。

2節配当金3,000円でありますが、株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しで計上いたしております。

続いて、2項1目不動産売払収入1600万円でありますが、法定外公共物等の土地売払収入及び分譲土地売払収入として計上いたしております。

続いて、17款寄附金、1項1目一般寄附金であります。頭出しとして2,000円を計上いたしております。

予算書は37ページになります。

18款2項1目財政調整基金繰入金8億333万6000円でありますが、一般会計の財源不足額を収支補填として繰入れるもので対前年度2324万4000円の減といたしております。

続いて、10目減債基金繰入金4億円であります。借入金であります市債の返済償還金に充当するもので対前年度同額としております。

続いて、18目地域振興基金繰入金4億848万6000円のうち財政課所管分2億8908万6000円であります。主に病院事業会計の現給保障の財源に充当するもので対前年度としては皆増となっております。

予算書は38ページとなります。

34目公共施設整備基金繰入金5900万円であります。各課事業である宇和光浄苑火葬炉設備修繕工事、田之筋小学校受水槽設置工事、大野ヶ原堆肥舎屋根修繕工事負担金等に充当いたしております。

予算書は39ページとなります。

19款繰越金、1項1目繰越金3億130万円のうち財政課所管分3億円であります。令和6年度の繰越金見込額を前年度同額で基本計上いたしております。

予算書は41ページになります。

20款諸収入、5項3目市町振興協会収入、2節市町振興協会交付金807万4000円であります。新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国

自治宝くじの収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息を財源として交付されるもので、過去3年間の実績数値の平均から対前年度比30.5%、188万6000円の増といたしております。

4節市町振興協会基金交付金898万1000円であります、サマージャンボ宝くじ収益金において同協会が愛媛県からの交付金を積み立てる基金から本市へ交付されるもので、過去3年間の実績数値の平均から前年度比2.4%、21万2000円の増といたしております。

続いて、配付資料8ページ、予算書は41ページになります。

4目雑入、2節総務費雑入5199万4000円のうち財政課所管分は1045万3000円となります。内訳としましては、貸付建物等に係る電気料428万7000円、水道料16万7000円、CATVサブセンター電気等使用料200万円、災害保険給付金1,000円、自動車損害共済給付金1,000円、災害共済負担金37万5000円その他となります。また、屋内掲示物広告掲載料13万2000円を計上いたしております。

予算書は47ページになります。

21款1項、廃目となりますが、臨時財政対策債0円であります。国が公表しています令和7年度地方財政計画の伸び率は、全て減額となっておりまして、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロとなっております。

続いて、歳出について御説明いたします。

配付資料は9ページ、事務事業別の事業費財源内訳表を御覧ください。予算書は53ページから54ページにかけてとなります。

2款総務費、1項3目財政管理費6721万9000円のうち、まず、財政管理費庶務事業459万1000円でありますが、消耗品費、印刷製本費、コピー使用料などの事務経費のほか、公会計財務書類作成に係る経費を計上いたしております。

次に、職員給与費（財政管理費）6262万8000円でありますが、財政課職員に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

予算書は55ページから57ページにかけてとなります。

5目財産管理費2億6698万5000円のうち財政

課所管分といたしまして、庁舎維持管理事業6828万9000円でありますが、本庁及び各支所庁舎の維持管理において、光熱水費や修繕料をはじめ電気保安、昇降機空調機器など施設整備点検業務委託経費などを計上し対前年度2.3%、150万9000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、施設修繕の増加が挙げられます。

続いて、公用車維持管理事業1865万2000円であります、財政課及び各支所地域生活課が管理します公用車の維持管理経費として燃料費、車検経費、市有バス運行業務委託料などを計上し対前年度12.7%、236万5000円の減額となっております。減額の主な理由でありますが、市有バス運行業務の回数について、近年の実績を反映させて減額しているものでございます。

続いて、市有財産維持管理事業2461万4000円であります、土地や本庁舎及び各支所庁舎以外の建物などの維持管理経費を計上し対前年度比46.9%、2171万1000円の減額となっております。主な減額内容につきましては、太陽光地中熱システム導入検討に伴う検証業務委託料を令和6年度当初に組んでおりましたが、その経費については令和7年度計上いたしておりません。

続いて、配付資料は10ページになります。予算書は引き続き55ページでございます。

損害・災害共済事業（公用車・市有建物）1743万7000円でありますが、公用車の任意保険事業及び市有建物等の損害保険事業に関するもので現加入状況から計上いたしております。

続いて、消防施設維持管理事業293万9000円であります、市有施設を対象に消防設備保守点検、法定点検となります、それらによりまして不備を指摘された箇所の修繕に要する経費を計上するものでございます。対前年度38.1%、81万1000円の増額となっております。増額の主な理由は、経年劣化による消防設備修繕が近年増加傾向にあり見込額が増となったものでございます。

続いて、公共施設等総合管理事業32万円であります、公共施設等の総合管理に係る経費を計上し対前年度22.0%、9万円の減額となっております。

続いて、契約管理事業256万3000円であります、入札契約に係る経費を計上いたしております。

続いて、住宅土地活用事業 1457 万 6000 円であります、土地開発公社から市に帰属した分譲住宅地を活用し定期借地権を設定する土地を拡大して貸付けを行うとともに、住宅取得費の補助金のほか子育て応援金を支給する経費等を計上するものでございます。

続きまして、会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）2475 万 7000 円でありますが、本庁及び支所庁舎の庁舎清掃等の業務に従事する会計年度任用職員に要する経費を計上いたしております。対前年度比 10.8%、241 万 7000 円の増額といたします。

続いて、会計年度任用職員給与費（庁舎宿直・夜直事業）2301 万 1000 円でありますが、本庁の宿直業務及び支所庁舎の夜直業務に要する経費を計上するものでございます。対前年度比 6.0%、129 万 9000 円の増額となっております。

続いて、配付資料は 11 ページ、予算書は引き続き 55 ページになります。

職員給与費（財産管理費）6982 万 7000 円であります、財政課職員、管財係、契約管理係に係る給与、給料、手当、共済費等を計上いたしております。

続いて、企業会計への繰出事業になります。令和 7 年度から指定管理に移行される野村介護老人保健施設事業、病院事業への繰出金でございます。内容につきましては、それぞれの企業会計所管の委員会で御審議いただいているところでございます。

予算書 81 ページになります。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業 9215 万円であります、企業債元利償還金、基礎年金拠出金、職員人件費に要する経費などについて繰り出すものでございます。

予算書は 109 ページになります。

4 款衛生費、3 項 1 目病院費、11 億 3702 万 2000 円であります、従来の西予市民病院事業、野村病院事業を統合した病院事業会計繰出事業といたしております。西予市民病院及び野村診療所に対し指定管理料である政策的医療交付金、現給保障分、事業会計を管理する一般事務職員に対する人件費、企業債元利償還金などについて繰り出すものでございます。

予算書は 194 ページから 195 ページにかけてとなります。

12 款 1 項 1 目元金、40 億 6206 万 2000 円のうち財政課所管分 40 億 5957 万 5000 円であります、令和 7 年度償還予定の元金分を計上いたしております。

続いて、2 目利子、1 億 6266 万 1000 円のうち財政課所管分 1 億 6236 万 5000 円であります、令和 7 年度償還予定の利子分を計上いたしております。

公債費と関連します地方債現在高の状況であります、予算書最終ページ 211 ページをお開きください。

表の左から地方債の区分ごとに令和 5 年度末現在高、令和 6 年度末現在高見込額、令和 7 年度中増減見込額、令和 7 年度末現在の見込額となっております。合計欄を御覧ください。令和 5 年度末現在高は 383 億 9629 万 9000 円、令和 6 年度末現在高見込額は 383 億 4495 万 2000 円、令和 7 年度末現在高見込額は 360 億 59 万円であります。令和 5 年度予算編成から、市債を財源とする普通建設事業の抑制及び平準化を行いまして市債の発行抑制を徹底管理しておりますので、市債残高は今後も減少していく見込みでございます。なお、旧合併特例事業債は、一般単独事業債の中に含まれておりますけれども、令和 6 年度で適用期間が終了いたします。今後の市のインフラ公共施設の建設事業は、普通交付税措置が有利な過疎対策事業債の活用が中心となります、近年、同事業債の配分は 3 割程度削減されるなど厳しい状況となっております。

続いて、配付資料は 11 ページから 12 ページにかけてとなります。予算書は 195 ページから 196 ページにかけてとなります。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費 8 億 7525 万 4000 円のうち財政課所管の財政調整基金をはじめ合計 6 基金の預金利子分を積み立てるものでございます。

最後になりますが、14 款予備費は緊急時の支出を勘案して 3500 万円を計上いたしております。

以上説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

先ほど総務課のところに聞いて、議案書でよく出てくる専決処分の事故等の賠償費用であったりとか、そういうのが何か総合賠償保険を使うというようなことを聞いたんですけども、今の課長の説明の中にも任意保険 529 万 5000 円とか、そういうのが入つるんですが、そういう事故の場合はどうちをどういうふうに使うのかというのがもし分かれば。どの部分を使って補償をするのか。1回は損害保険会社からもらってそれを出しているという、その仕組みなのかなというのがちょっとよく分からんのですけど、分かれば教えていただきたいと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 0 時 19 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 0 時 20 分)

○安岡財政課長

財政課所管分の損害・災害共済事業につきましては、公用車と市有建物の保険に加入しております。実際に事故があった、施設が破損したという場合には、市から業者へ修繕等を依頼しまして、それに関する費用について保険料については、保険会社と修理業者との間で支払いの手続が行われるようになってまして、市の会計には保険金として入ってくることはございません。

○まつもと委員

庁舎維持管理事業の増額分は修繕費ということで本庁に修繕料が入ってるのかなと思うんですが、何を直すか教えてもらっていいですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 0 時 22 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 0 時 22 分)

○安岡財政課長

大きな修繕につきましては、6階の議場の空調施設の修繕を予定してまして金額が 374 万円程度になっております。その他は早急の修繕に対応するために、計上している修繕見込みのために計上している予算となっております。

○まつもと委員

市有建物貸付料の建物 20 件ということなんで

すが、20 件教えてもらうことが出来たらお願ひします。20 件の建物と家賃が分かれば教えてください。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 0 時 24 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 0 時 24 分)

○安岡財政課長

件数も多いですので、後ほど資料として提出させていただいたらと思います。

○井関委員

総務使用料の中で太陽光発電施設の使用料ということで 154 万 7000 円入ってきておるわけなんですが、いろいろな公共施設の中に太陽光を設置されてその収入だと思うんですけども、これいつぐらいまで入るのかということと、この太陽光設備が使用終わった後の対応っていうのはちゃんと出来ているのかということをお聞きしたいのですが。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 0 時 25 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 0 時 26 分)

○安岡財政課長

それぞれの施設の契約内容を確認させていただいて、資料を提供させていただきます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 0 時 27 分)

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 1 時 16 分)

それでは、これより政策企画部の審査に移ります。審査に先立ちまして、大野本政策企画部長より御挨拶をいただきます。

○大野本政策企画部長

大野本政策企画部長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それでは、これよりまちづくり推進課の審査を行います。

議案第 14 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 14 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の条例改正は、西予市宝泉坊プールの廃止に伴い西予市営プール条例の一部の改正を行うものであります。西予市宝泉坊プールは、昭和 63 年から地域住民やロッジ利用者の健康増進及びスポーツ活動の場として広く利用されてきましたが、施設の老朽化と利用者数の減少により令和 6 年度は利用を休止させていただいたところでございます。

今回の条例改正は、建設から 36 年を経過し、老朽化が顕著であり安全性が危惧されること、また、管理運営費用に見合った利用が見込めないこと等を考慮して西予市公共施設等総合管理計画に基づく検討の結果、同プールの廃止を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

老朽化ということで個別の施設計画を見せてもらつたんですが、野村と城川 2 つプールを直営でされていて、老朽化という点では野村のプールのほうが耐震性も△で年数も、これは令和 4 年の資料なんでそのときで 52 年。城川のほうが耐震化 ○になっていて、経費も城川のほうが低くて、利用者は城川も低いんですが、どちらかにするというんであれば城川の宝泉坊のプールのほうが、耐

震化とも経費とも良いのではないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

委員御指摘のとおり、野村と宝泉坊プール 2 カ所のプールがありました。実は宝泉坊プールは、もう既に撤去させていただいたんですけど、ウォータースライダーがあったんですけど、あれがボロボロになっておりまして、もうすぐに撤去しないと危険だよという状況になっておりましたので、先に宝泉坊プールのほうを、昨年度の城川町の広報会等でも区長さん含めた中で説明させていただいて、先に撤去するので休止しますということで準備を進めさせていただいたところであります。

○まつもと委員

すいません。知りませんでした。ありがとうございました。スライダーを撤去したらプールは使えないっていう、そのリンクしてるっていうことなんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

スライダーからそのままプールに落ちるようになりますので、配管なんかもつながっており、上から水も流しますので一体になっていると考えていただいたらと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 24 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 26 分）

○井関委員

プールの使用料のことなんですけども、別表が載つとるんですが、備考の欄に 1 回当たり 2 時間までとするというふうに書いてありますが、この 2 時間というのがいつ入ったのかなという気がするんですが、宇和にあるプールにしても、野村にあるプールにしても、2 時間で切上げないけんっていうルールはなかったような気がしてますですが、これいつからなったんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 27 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 30 分）

○安田まちづくり推進課長

利用時間の 2 時間につきましては、合併当初から 2 時間というところで定めておりました。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 14 号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続けて、議案第 29 号「公の施設の区域外設置に関する協議について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

議案第 29 号「公の施設の区域外設置に関する協議について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の協議に関しては、令和 7 年 4 月から大洲市が運行する大洲市自家用有償旅客運送路線に西予市の区域が含まれていることから、地方自治法第 244 条の 3 第 1 項の規定に基づく本市と大洲市との協議を行うことについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまで大洲市では、肱川の道の駅と西予大成を結ぶ路線を無償で運行しておりましたが、4 月 1 日から本格運行となる予定です。本市が運行する惣川地区生活交通バスも大洲市肱川町中津地区の小倉、中津停留所を通っており、惣川地区や中津地区の住民が大洲方面へ出かける際には、大成停留所で接続することで乗換えて利用されています。なお、大洲市自家用有償旅客運送車両の運行に要する経費並びに大成停留所の施設整備及び維持管理に要する経費は、大洲市が負担することとなっております。また、利用につきましては、本市及び大洲市をはじめ当該地域を訪れる方々の移動手段として利用できるものとなりますので、沿線住民の生活交通としての役割を果たすとともに地域コミュニティーの交流が図れるものと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

直接関係ないかもしれません、大成停留所のところに今うどん店が出来ていると思うんですけども、このうどん店はこの内容とは全く関係ないと考えてよろしいですか。

○安田まちづくり推進課長

関係ございません。

○まつもと委員

大洲市の新しい運行は時刻表があるようなタイプではないようなスタイルなんですかね。

○安田まちづくり推進課長

こちらが聞いておりますのは、大洲市自家用有償旅客運送車両ですのでデマンドタクシー、西予市でいうデマンドタクシーとなりますので、ある程度の曜日と時間は決められております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 29 号「公の施設の区域外設置に関する協議について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 36 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 38 分)

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分の主な事務事業と予算、また、その概要を御説明させていただきますが、非常に多くの事業を所管しておりますので一部事業については説明を省略させていただきます。

西予市一般会計予算書に基づき歳入歳出予算書につきまして、歳出予算から御説明します。予算

書61ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域づくり活動センター費を4億5874万2000円計上するものです。地域づくり活動センター庶務事業2430万4000円ですが、地域づくり活動センター運営委員会委員報酬326万4000円ほか、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会委員報酬43万4000円、修繕料462万6000円、各センターの特殊建築物定期調査委託料1301万5000円、各センターに設置しておりますAEDリース料91万7000円など、地域づくり活動センター全般にかかる庶務経費を計上するものです。

次に、各地域づくり活動センター管理運営事業ですが、各センターの維持管理に必要な経費を計上しており27センターの合計は5398万8000円となります。施設の規模により、維持管理費に違いがありますが、主に消耗品、燃料費、光熱費、消防設備保守点検手数料などを計上するものです。

次に、会計年度任用職員給与費（地域づくり活動センター費庶務事業）1億1371万円ですが、27全てのセンターにそれぞれセンター長及び事務職員を配置し人件費を計上するものです。

予算書の72ページを御覧ください。

2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費を8億8419万9000円計上するものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り11事業と職員給与費でございます。

それでは、事務事業欄の主要な事業について御説明いたします。まず、移住交流促進事業2342万8000円でございますが、移住フェアへの参加や移住マッチング事業の実施など西予市移住定住交流センターへ移住交流促進業務を委託する費用860万円や同じく西予市移住定住交流センターの運営補助金1145万円のほか、愛媛県が南予9市町と連携し子育て世帯をターゲットとした移住促進事業を行う南予子育て移住促進協議会負担金75万円などを計上するものです。なお、経費財源の一部にえひめ人口減少対策総合交付金218万6000円など合計で329万9000円を充当しております。

次に、地域おこし協力隊事業1億4246万8000円でございますが、現役の個人事業主型の協力隊員19名のほか、新たに8名の隊員を受け入れるための費用弁償8355万4000円と隊員の活

動支援業務委託料等5461万4000円、せいよ地域おこし協力隊起業支援補助金400万円等を計上するものです。

次に、姉妹市町交流事業139万6000円でございますが、姉妹市町である北海道黒松内町と両住民の相互理解や友好の絆を深めることを目的に行っております交流事業であります。令和7年度におきましては、黒松内町からは小学生と中学生の訪問団を受入れ、西予市からは市民訪問団が黒松内町を訪問する予定となっており、それらに必要な経費を計上いたしております。

次に、地域づくり活動センター推進事業1億9512万3000円ですが、地域づくり組織に対して交付する基礎型交付金に7000万円、手上げ型交付金に3000万円、地域任用職員分経費として9000万円、地域版ふるさと納税による地域への配分見込額90万円を主に計上したほか、地域づくりアドバイザー派遣や地域づくり交付金円卓会議に関する報奨金、地域づくり組織等を対象とした研修会に関する講師謝金など199万4000円、地域づくり組織の活動を側面から支援する地域担当職員の時間外勤務手当189万円などを計上いたしました。なお、財源に過疎対策事業債7000万円、地域振興基金からの繰入金として1億1940万円、ふるさと応援基金繰入金150万円を地域づくり交付金に充当し、そのほか地域振興基金利子156万5000円を推進事業の一部財源として充当しております。

次に、二木生地区地域づくり活動センター整備事業3億8095万8000円ですが、旧二木生保育園を解体した跡地に木造平屋建てによる新築整備を計画しております。令和7年度においては、主な事業費として工事関係委託料1068万3000円、工事請負費3億6676万2000円を計上しております。なお、経費財源に国庫支出金2億2384万5000円、過疎対策事業債1億5310万円を充当しております。

次に、集会施設移行推進事業4846万1000円でございますが、令和5年度から地区公民館を地域づくり活動センターへ移行したことに伴い公民館分館等を各地区的集会施設へ移行を推進するための支援措置として、分館移行に関する整備計画書に基づき維持管理経費に要する補助金464万9000円、そのほか整備計画に基づく施設整備、

新築解体事業に要する補助金、令和6年度に施設整備を行われる区に対する施設整備事業費補助金4332万6000円などを計上するものです。

次に、田之浜地区地域づくり活動センター整備事業については、現在、海岸部に位置する田之浜地域づくり活動センターを旧田之浜小学校の解体跡地へ移転し、新築整備する計画がございます。令和7年度においては、旧田之浜小学校の解体前にアスベストの含有等について調査する経費としてアスベスト調査委託料132万円を計上しております。

次に、移住者住宅等補助事業 1550万円でございますが、令和7年度の主な事業費といたしましては、城川町土居地区にて整備を進めております移住定住空家活用住宅改修工事費 800万円のほか、移住者住宅改修支援事業補助金 520万円、民間や地域団体が実施するゲストハウスの整備などを支援する移住交流促進支援補助金として 200万円等を計上するものであります。なお、経費財源の一部に空き家対策総合支援事業国庫補助金 400万円、移住者住宅改修支援事業費県補助金 260万円など合計で 754万8000円を充当しております。

続きまして、予算書の 75 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、3 目生活交通バス対策事業費を 1 億 8870 万 7000 円計上するものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 8 事業でございますので、主要なのみ御説明いたします。

地域公共交通確保維持改善事業 1 億 2111 万 3000 円でございますが、宇和島自動車が運行する 17 路線を維持するために生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 1 億 1912 万 9000 円と市内の公共交通の運行について協議する地域公共交通活性化協議会の開催に必要な経費 47 万 5000 円、利便向上のための停留所屋根新設や廃止代替バスの看板設置に係る工事請負費 150 万 9000 円を計上いたしております。

デマンド乗合タクシー運行事業など各地域を運行する 7 事業でございますが、市内の公共交通空白地域において、通院や買物等の移動手段として、市民の生活交通手段確保のためデマンド乗合タクシー、生活交通バス廃止代替バスなどを運行する経費であります。なお、経費財源の一部に、生活

交通バス路線維持・確保対策事業費県補助金 194 万 9000 円、生活交通バス使用料 146 万 2000 円、諸収入 393 万 4000 円を充当しております。それぞれの運行事業に、地区名が入っておりますので、事業の説明は省略させていただきます。

続いて、76 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、9 目野村ダム周辺地域振興事業費を 1069 万 1000 円計上するものです。野村ダム関係交付金活用事業でございますが、水源の森保全管理事業、農商工連携ひとつの交流支援事業、野村高校を含めた教育活性化のための野村地域教育活性化連絡協議会支援事業、肱川周辺公園管理事業、総合型スポーツクラブ運営支援事業、肱川河川沿い公園管理事業などを支援する予定であります。

2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費のうち卯之町はのじまちづくり推進事業費を 1 億 2239 万 4000 円計上するものです。卯之町はのじまちづくり基本構想に基づき JR 卯之町駅前複合施設ゆるりあんを起点に卯之町商店街及び重伝建地区と連携を図りながら、人の交流等を通して官民連携によるエリアマネジメントを行い、地域経済の活性化を行ってまいります。令和4年度で整備事業が全て終了いたしましたので、現在は施設等の維持管理業務とイベントの運営業務等を行っております。主な予算は、官民連携施設整備等委託料 1 億 2181 万 4000 円、卯之町はのじまちづくり整備事業モニタリング支援業務委託料 27 万 5000 円などであります。なお、経費財源には過疎対策事業債 5130 万円、市有建物貸付料 317 万 8000 円を充当しております。

次に、予算書の 176 ページから 177 ページになります。

10 款教育費、5 項社会教育費、8 目生涯学習推進費 1254 万 7000 円でございます。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 30 事業の経費を計上しております。それでは、事業概要欄の主要な事業について御説明いたします。

生涯学習推進事業 355 万 1000 円ですが、全市民対象あるいは各町単位で実施する生涯学習事業のほか、事業全体としての生涯学習推進に係る庶務的経費を計上しております。

次に、結婚推進委員会補助事業 121 万 8000 円でございますが、結婚推進委員会は、西予市にお

ける結婚問題を解決するために平成 17 年度に設立され結婚相談活動、情報交換会活動、婚活イベントの開催等の推進事業を行い結婚の成立を図ることを目的として活動されています。その活動を支援するための補助金を交付するものです。なお、経費財源に県補助金 10 万円を充当しております。

次に、予算書の 178 ページを御覧ください。

10 款教育費、6 項文化振興費、1 目文化振興総務費 3780 万 4000 円でございます。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 5 事業の経費と職員経費を計上しております。それでは、事業概要欄の主要な事業について御説明いたします。

まず、文化振興総務費庶務事業 496 万 6000 円でございますが、主なものといたしまして、NHK のど自慢開催に伴う会場借上料 73 万 8000 円のほか、事業全体として文化振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に、文化振興補助事業 350 万 9000 円でございますが、主なものといたしましては、西予市文化協会、ふるさと芸能祭、俳句大会、文化祭など、文化協会補助金 337 万 3000 円のほか、事業全体として文化振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に、予算書の 181 ページを御覧ください。

10 款教育費、6 項文化振興費、3 目文化施設運営管理費 2 億 737 万 5000 円のうちまちづくり推進課所管分は、職員給与費を除いた 5 事業 1 億 4783 万円でございます。

それでは、事業概要欄の主要な事業について御説明いたします。宇和文化会館管理運営事業 1 億 2395 万 5000 円でございますが、宇和文化会館運営の指定管理委託料 3543 万 4000 円、予算書 9 ページにありますように、令和 7 、 8 年度の継続費で行います舞台照明設備改修工事 1 億 3999 万円のうち令和 7 年度分 8852 万 1000 円でございます。そのほか、まちづくり推進課分につきましては、俵津文楽会館管理運営事業、三瓶文化会館管理運営事業、朝立会館管理運営事業それぞれ文化施設の維持や管理に関する経費を計上しております。

次に、予算書の 186 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総務費 1007 万 8000 円でございます。

それでは事業概要欄の主要な事業について御説明いたします。保健体育総務費庶務事業 193 万

1000 円でございますが、市民体育祭などの委託料 46 万 9000 円、県スポーツ振興会等負担金 11 万 1000 円、シクロクロス実行委員会負担金 75 万円のほか、事業全体として、保健体育振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に、全国大会出場選手支援事業 117 万円ですが、個人または団体競技において予選会を経て全国大会、国際大会出場する選手に対して報償金、または懸垂幕及び横断幕の掲出を交付しスポーツ選手の支援を行っています。

次に、スポーツ振興補助事業 436 万 1000 円ですが、西予市のスポーツ活性化に向け活動を行っております西予市スポーツ協会への補助金 436 万 1000 円を計上しております。

次に、予算書の 187 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、2 目体育施設費 1 億 3335 万 2000 円、12 事業 5 件の職員給与費でございます。

それでは、事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。体育施設維持管理事業 4937 万 8000 円ですが、体育施設の維持管理に係る庶務的経費を計上しているほか、工事請負費 3285 万 2000 円のうち三瓶中学校グラウンド夜間照明改修工事 3152 万 1000 円、中筋地区体育館仮設トイレ設置工事 133 万 1000 円を計上しております。

次に、宇和運動公園管理運営事業 2391 万 3000 円ですが、委託料で長寿命化計画作成委託業務 620 万 4000 円のほか、宇和運動公園の管理に必要な経費を計上しております。

そのほか以下の 10 事業合計 2770 万 4000 円については、それぞれ各施設の維持管理に必要な経費を計上しており、経費財源には、財産収入、各施設使用料、諸収入を充当しております。

次に、歳入予算について御説明をさせていただきます。なお歳出において充当の説明の中で、重複する部分もありますので簡潔に説明させていただきます。また、まちづくり推進課所管事業のみ抜粋した資料もあわせて御覧ください。

予算書の 19 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 1174 万 4000 円のうちまちづくり推進課所管分は、1 節総務管理使用料 1028 万 2000 円のうち各地域づくり活動センターの使用料合計で 119 万 2000 円、3 節地域振興使用料におきまして

は合計 146 万 2000 円を計上しております。

予算書の 21 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料 778 万円のうちまちづくり推進課所管分は、4 節保健体育使用料 479 万 3000 円、予算書の 23 ページの 5 節文化振興使用料のうち三瓶文化会館使用料 80 万円、朝立会館使用料 3 万円でございます。

予算書の 30 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 4581 万 9000 円のうちまちづくり推進課所管分は 544 万 9000 円になります。内訳としましては、2 節地域振興費県補助金のうち説明欄にございます生活交通バス路線維持・確保対策事業費県補助金、移住支援事業費県補助金、移住者住宅改修支援事業における県補助金でございます。

予算書 35 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算額 6417 万円のうち当課所管分は、市有地貸付料 52 万 1000 円、市有建物貸付料 317 万 8000 円になります。

次に、36 ページをお開きください。

16 款財産収入、2 項財産売払収入、2 目物品売払収入、1 節物品売払収入 53 万 8 千円のうちまちづくり推進課所管分は 5000 円でございます。

続きまして、予算書の 41 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入 5199 万 4000 円のうち当課に該当いたします主なものは、説明欄にございますコピー使用料、印刷機使用料、電話使用料、電気代など、各地域づくり活動センターの諸収入が合計 846 万 5000 円の計上となっております。また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金 393 万 4000 円、自治総合センター助成金 170 万円、地域活性化センター助成金 150 万円をそれぞれ諸収入で受け入れるものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。

10 節教育費雑入 946 万 6000 円のうち当課所管分は、体育施設等の印刷料、電気代、水道代等で 91 万 3000 円を計上しそれぞれの事業に充当しております。

予算書の 45 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債につきましては、当課所管分は、地域振興債、企画債となりますが、歳出で説明させていただきました各事業に充当いたします市債でありますので、説明を省略させていただきます。また、47 ページの文化振興債につきましても、歳出のほうで説明をさせていただきました事業でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、まちづくり推進課所管分令和 7 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山本委員

61 ページの地域づくり活動センターのところ、今、市内に A E D の設置数はどれぐらいあるんですかね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 2 時 7 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 2 時 8 分)

○安田まちづくり推進課長

地域づくり活動センターについては、26 カ所についております。

○井関委員

生活交通バス対策事業費なんですが、補正予算のときにも少しお聞きしたんですが、野村の中で民間に委託した事業が起こることによって宇和島バスに支払う金額はある程度減りますよということであったんですが、本年度予算を見てみると、去年の補正後の額で 1 億 8400 万円ぐらいだったと思うんですが今年が 1 億 8800 万円ということになって 400 万円近く増えてるんですけど、民間に委託することによって逆に経費が上がってくることがあるということですか。

○安田まちづくり推進課長

補助金は、年度と言ってもバスの年度が 10 月 1 日から翌年の 9 月末までの実績に対する補助金になります。民間に委託するのが、今年度の 10 月からになりますので、まだ補助金には反映されないということになりますので、令和 8 年度

分の予算からは、減額できるんじゃないかと考えております。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 10 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 11 分）

○まつもと委員

二木生地区の地域づくり活動センター整備事業で、木造平屋建て 3 億 6000 万円の工事費ということだったんですが、海拔が 5.6 メーターぐらいかなと思うんですが、浸水予想は 5 から 7 メートルとなっていて二階建てのほうがいいかなとかそういう話あったんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 12 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 12 分）

○安田まちづくり推進課長

二木生センター予定地につきましては、浸水想定区域から外れておりますので、平屋建てとさせていただいております。

○まつもと委員

ありがとうございました。すいません認識不足で、工事費 3 億 6000 万円高いなというイメージがあったんですが、これはもう資材高騰とかそういうことなんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

人件費も含めて資材高騰等で今の予算となっております。

○二宮委員

卯之町はちのじまちづくり推進事業の 1 億 2239 万 4000 円の中に、ゆるりあんの賑わいはいいんですけれども、商店街とか、重伝建エリアに何か新たな事業とか、そういうものが入ってのかどうかちょっと教えてください。

○安田まちづくり推進課長

ソフト事業が始まつてから、重伝建と商店街を含めたハロウィンイベントなど、新たなイベントなどを企画していただいております。これからも、事業者のほうにお願いして、このはちのじエリアのにぎわいづくりに寄与していただけるようお願いをしたいと考えております。

○二宮委員

その企画はどこなんですか。

○安田まちづくり推進課長

企画のほうは契約しております西予まちづくりサービスが行います。

○二宮委員

去年も言うたと思うんですけども、はちのじまちづくりの人の流れを重伝建までもっていくという中で、ソフト事業といったらイメージ的には単発、そのときだけの何かお祭りイベントみたいなのしかちょっと思い浮かばないですけども、そうじゃなくて本当に人が流れが来るとか、移住とか、新しい起業するとか、そういうふうな 1 番最初の発想ですよね。はちのじまちづくりの。それに沿ったような事業というのが、それはもうなくなつたと理解せないかんのかどうでしょうかね。

○安田まちづくり推進課長

委員おっしゃったように、移住であるとか空き家あたりも、最初の事業者の説明であったんですけど、今も西予まちづくりサービスの中に、協力会社でそういったことをやってくださってる方が入っておりますので、そういった方にお願いしまして、引き続き最初の目的はこうだったのでというところで、企画を進めていただけるようにこちらからもお願いをしたいと考えております。

○二宮委員

はちのじまちづくりの第 1 回委員会のときの参加メンバーなので、何かどうしてもイメージが残っております、そのときは、図書館のここまで、あそこまでのエリアということでスタートして、楽しみながら皆さんといろいろワークショップをした記憶あるんですけども、だんだんとしほんでしまって、これで終わりかというのが私の今の感想ですけども。地元の今ゆるりあん経営してくれる、経営というか中に入つてイベントとかやつていただいている、もう地元の人が商店街を何とかしようというのが見えとるんですけども、それ以外のものが何か、もういまいち、今言われたまちづくりサービスにお任せするだけでいいのかというところもちょっと考えて、もう少し西予市も関わつて案を出していただけたらなと思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

○まつもと委員

今の二宮委員の関連なんですが、この計画始めるとときに市民説明会とかでも、ソフト事業の内容とかプランとかそれにかかる予算とかいうのが出

されてなくて全然、それで目指す形になるのかつていうことをお聞きしたことがあって、今ですね最初に想定していたソフト事業の進捗とかをどう評価するのかなとそういう評価軸みたいなのはあるんですか。

○安田まちづくり推進課長

年に1度なんんですけど、評価委員会を開催しております。そこには、議員からも2人入っていたので評価をしていただいているところです。そこで、具体的に、こういう数字を出したらオーケーだよという目標を出して評価してるわけではなくて、今、いろんなイベントとか、事業をやってこういったものがやっているという報告と、当初言われていた計画と照らし合わせながら評価をしているという状況です。

○安田まちづくり推進課長

すいません。先ほど評価委員2人と申しましたが、3人でございます。訂正させていただきます。

○まつもと委員

数字で評価出したりするのは難しいことは重々承知してるんですが、この事業自体が折り返しで、あと半分でどれぐらいのまちづくりを目指すのかっていうところを、今半分なので最初とは変わっているかもしれませんけど、その目標値を出して、それで達成度をどう上げていくか、どうお金を使っていくようにオーダーするかみたいなことも必要なんじゃないかなと思って言わしていただいたので、ぜひその評価委員会とか、市が元々監視してきちんと提言するっていう話だったと思うので、その辺りもよろしくお願いしたらと思います。

○二宮委員

今の課長答弁の中の評価委員会の件ですけども、この事業そもそもやっぱり民間活力ということと、経費の面も含めてそういうところの評価を何か毎年されるとということでしょうか。それが言ったら公表されるとののかどうかちょっと教えてください。その内容が。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時21分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後2時27分）

○安田まちづくり推進課長

評価の結果につきましては、現在公表しておりません。

○二宮委員

こういうPFIという新たな事業というか、新しい取組をした中で、また検討委員会に何期も市民の方も入っていただきてやっていただきるような事業なので、ぜひ公表していただきたいなどいうのが一つと、さっき言った第1回のときの委員長よく会うんですけど、やっぱりそれを言うんですよね。あの話ししたのはどうやったんぞというふうに、いつも僕と会った時には怒りを出しておりますけども、そういうのを含めて情報開示をぜひ今後お願いしたいなと思います。

○まつもと委員

集会施設移行推進事業について、事前に全体のスケジュールとか計画を出してもらえませんかとお願いしたんですけど、整備計画書がそれぞれの地域からのものでしかなくて全体の簡略化したような計画がないということで、今回出してもらえないかったんですが、これ何で聞いたかというと、私1期目なんで、この地域づくり活動センターの新築とともに、すごく大きな予算が出てきてどういう流れで計画されているのかがちょっと分からなくて、この集会施設の移行も令和14年度までの時限的な事業で計画もされてると思うんですけど、財政が厳しいと言われてる中で、いつ、どこで、どれぐらいの計画とどれぐらいお金がかかる予定か、田之浜も今度新しく建てられると思うんですけど、お金がないって言われてる中でちょっと予測しておきたいというか、建物を建てるような事業はそういう全体の計画とかスケジュール出していただけたらなと思うんですけど、その件はどうでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

先般、御依頼があったものは、各区が作っている整備計画書でありましたので、区長さんの名前と判子が入ったもので、簡単に出すことが難しかったです。ただ、それらを取りまとめた計画でも計画書としてあるわけじゃなくて、予定については作っておりますので、それについてはまたお問合せいただいたら、お渡しというか、御説明もできるかなと思います。

○井関委員

地域づくり活動センター推進事業の中で地域版ふるさと納税を、その地域に使えるお金に変わってくるという説明があったかと思うんですけども、

この地域版のふるさと納税をどういうふうにしてアピールしていったらいいのかなというのを、今度、自分たちもクラス会をするんですが東京のほうからも返ってくるので、西予市全体で使ってもらいうといふのもいいんですけど、地域で何かしたいと思うときにはそういう形で、地域づくり活動センターにふるさと納税してもらったらいいかなというのがあるので、どういうふうにすればできるのかっていうのが1点と、これをもっと宣伝するために西予市のホームページを見させていただくと、各地域がどういうのをやってますっていうのは活字としてこう書いてはあるんですけど、ショート動画のような形でアピール出来ないかなというのがあるんですが、その辺どういうふうに今後推進されるつもりかお伺いしたいと思います。

○安田まちづくり推進課長

地域版ふるさと納税の周知なんですが、チラシのベースをこちらのほうでつくらせていただいているので、それをを利用してそれぞれの地域づくり組織が配布をしたりとか、何かの会でお願いしたりっていうのを利用していただけたらと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 2 時 32 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 2 時 33 分)

○安田まちづくり推進課長

それともう一つは、それぞれの地域でふるさと納税について勉強会をしていただいて、自分の地域の出身者の方に直接営業をかけていただいて、ふるさと納税を促していただいたらと思っております。

○大野本政策企画部長

今、後段でありましたショート動画等でのPRという話でしたけども、これについては各地域づくり組織の中でいろいろフェイスブックやSNS等を活用して今PRをされていると思うが、ショート動画をそれぞれで作成はいただかないといけないと思いますが、それをうまくリンクして発信していくということについては、またホームページの担当が政策推進課になりますので、以前から二宮委員からも発信のことについては、すごく指摘をいただいておるところですので、またその辺はつくっていただいたものをどういうふうに

出していったらいいかということは検討させていただきたいと思います。

○まつもと委員

教育費の生涯学習費なんですが、決算のときに、当初から減額決算で、理由としてはセンターでもいろいろな生涯学習をやってきていて、全体でやる分とセンターでやる分っていうその在り方を市民の声をいろんな手法で聞きながら考えていきたいっていうふうにあったんですね。今回予算見てみるとどっちも下がっていて、まだ、ニーズ把握っていうのはされてないと思うんですが、生涯学習にもいろいろジャンルがあるじゃないですか、得意なところだけ偏らずに、いろんな生涯学習をメニューとして取上げてもらうために、センターに働きかけているようなこととかはあるんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 2 時 36 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 2 時 37 分)

○安田まちづくり推進課長

生涯学習事業についてはこっちでやれてない現状があります。ただ、現在検討しているところで、生涯学習事業の指導者リスト的なものを作るように検討を始めておりますので、それらを来年度できましたら利用して、各センターが運用していただけたらと考えております。

○まつもと委員

リスト作られるってすごくいいなと思うので、講師もバランスを見てもらって、またこの決算で言われた市民のニーズ調査も同時にやっていただいたらなと思います。

○二宮委員

ギャラリーしろかわの入館料が 156 万円。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 2 時 39 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 2 時 39 分)

○二宮委員

すみません。所管が違うので取り消します。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 2 時 39 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 2 時 40 分)

○信宮委員

宇和町時代のときだったと思うんですけど、NHKののど自慢と夏のラジオ体操とセットでやったことがあると思うんですけれども、今回文化振興総務費庶務事業の中でNHKののど自慢の経費が含まれているということだったので、その辺りの詳しい説明をしていただきますでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

令和7年度に予定しておりますNHKののど自慢について現時点での情報を御説明いたします。日時は2025年5月25日の日曜日となっております。開場は午前11時、開演は午前11時50分からの予定となっております。予選会については、5月24日、結果発表は午後5時30分頃を予定されております。場所については、西予市宇和文化会館。出場予定につきましては、予選を通過した20組程度となっております。ゲストにつきましては、新沼謙治さんとSTU48が予定されているところです。まだ、全員かどうかの情報は分かっておりません。今もう既に出場の申込みを受付けておりまして、締切りが4月13日となっております。また、観覧の申込みもNHKの専用サイトで申込みができるようになっておりまして、4月24日が締切りとなっております。

以上のど自慢についての説明とさせていただきます。

○まつもと委員

地域づくり組織への手上げの交付金なんですが、先日もプレゼンを見させていただきましてありがとうございました。見ていてどの事業もやれたらいいなと思うし、いい事業だなどとは思うんですが、何か物を買うとか、そういうものが結構あったなと思いまして、確かにこの物があったらできるとか、叶うっていうのは分かるんですが、何かこう、あまりにも何ていうかな、物を買ってっていうのはちょっと直接的過ぎるかなと思ったりして、この交付金事業って、どこまでこの先やっていかれるのかなという展望ってあるんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時44分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後2時48分）

○安田まちづくり推進課長

推進計画に基づいて令和17年までこの事業に

ついては進めてまいります。ただ、手上げ交付金の金額とか内容につきましては、3年に1回地域づくり交付金円卓会議で見直しをさせていただきながら、変えていきたいというふうに考えております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時49分）

【政策推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後3時00分）

それでは、これより政策推進課の審査に移ります。

始めに議案第13号「西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第13号「西予市河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について」御説明させていただきます。

議案書49ページになろうかと思いますがお開きをお願いいたします。

今回の条例改正は、野村町野村に整備を行っております西予市肱川河川沿い復興公園の施設として、管理棟を設置することに伴い関係規定を整備するため本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、管理棟の利用開始に際し、会議室、研修室、調理室の利用に伴う使用に関する料金を定めるとともに、管理棟の利用時間及び休棟日を規則に委任するよう定めるほか、所要の整備を行うものでございます。なお、使用

料につきましては、西予市地域づくり活動センターの会議室、研修室、調理室と同額としております。また、管理棟の供用開始は令和7年4月1日予定しております。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

この管理棟なんですけども、三島町の集会所の機能も兼ねるということでつくられるとと思うんですが、三島町の方々が使われるときにもこの利用料が要るわけでしょうか。

○原井川政策推進課長

和氣復興支援室長からお答えをさせていただいたらと思います。

○和氣復興支援室長

三島町の方につきましては、旧三島町の土地利用等の時におきまして、今回の建設に御協力いただいておりますので、減免規定に該当するということで今調整を図っております。

○竹崎委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは質疑を以上で終結といたします。

お諮りいたします。議案第13号「西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時4分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後3時4分)

それでは、同じく政策推進課の審査を行います。

議案第27号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第27号「西予市過疎地域持続

的発展計画の変更について」御説明を申し上げます。議案書95ページをお開き願います。

国では過疎地域への対策として、昭和45年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、五次にわたる時限立法措置により、今日まで産業の基盤整備、生活環境整備等をはじめ医療介護福祉の確保、文化、教育の振興など、過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。本市におきましても、法に基づき令和3年度に令和7年度までの5カ年の過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、過疎対策事業債をはじめとする過疎地域の持続的発展のための財政上の特別措置を活用しているところでございます。

それでは議案書96ページをお開き願います。新旧対照表となります。今回、水道施設耐震化事業について、新たに追加をさせていただいております。西予市における水道施設の耐震化率は、令和4年度末現在浄水場39.6%、配水池33.0%、基幹管路19.8%であり、全国平均、愛媛県平均と比較し低い水準となっております。今後発生が予測される南海トラフ巨大地震など、大地震発生の逼迫性が指摘されていることから、生活基盤を支える重要なライフラインである水道の自然災害等による被災を最小限にとどめるために、水道施設の耐震化を目的として事業を実施するものです。この水道施設耐震化事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

この水道施設耐震化事業は、たしか10年の計画であったように聞いとるんですけどもその事業とは同じですかね。

○原井川政策推進課長

担当については上下水道課になりますが、令和7年度から11年度の5カ年において事業を行う

ことを聞いております。

○二宮委員

その事業の説明において、今度所管が国交省になつたということで、そつからの補助が約2割ぐらいきてて、あと企業債というのがあったんですけども、今回過疎地域のこの計画にすると過疎債が使えるとか、何かそういうふうなことは関係あるんですか。

○原井川政策推進課長

おっしゃるとおり過疎計画に記載のある事業について、過疎債を借りるということが出来ますので、そういうことも含めた変更というか追加ということになっております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にはないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第27号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時9分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後3時9分)

続いて、同じく政策推進課に関する審査を行います。

議案第28号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第28号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」御説明申し上げます。

議案書97ページをお開き願います。

西予市では、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設

の総合的かつ計画的な整備を推進しております。

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず他の地域と比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他辺びな地域と定義されており、西予市では18地域が辺地の要件に該当しております。

辺地に係る公共的施設総合整備計画に基づいて行う整備につきましては、その財源として辺地対策事業債を充当することができ、その充当率は原則100%で後年度の元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

次の98ページ、99ページを御覧ください。

令和7年度から11年度の5年間にわたり整備を予定しております市道及び林道の事業費及び辺地債予定額を記載した総合整備計画となります。98ページ遊子谷辺地においては、令和6年度までの総合整備計画に引き続き、市道平岩柳沢線改良事業及び市道平岩線改良事業、林道泉川柳沢線開設事業の整備を進め、平岩柳沢線改良事業については、令和8年度で完了する見込みとなっております。99ページ野井川辺地においても、令和6年度までの総合整備計画に引き続き、林道オオノジ支線開設事業を進めてまいります。

以上のことに伴いまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にはないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第28号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時13分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後3時13分）

続きまして、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分についてを議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分の主な事務事業と予算、またその概要につきまして御説明させていただきます。歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明させていただきます。

予算書52ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費のうち政策推進課所管分は、広報広聴推進事業1177万4000円でございます。広報広聴推進事業は、広報せいよ作成、行政情報番組の制作及び放送、市ホームページの保守、また令和5年度から導入しておりますLINEの保守に係る経費となります。主な予算としましては、需用費のうち印刷製本費の668万7000円については、毎月発行し、市内全戸へ配布しております広報せいよの発行に関するものでございます。委託料の映像制作委託料213万9000円につきましては、西予CATVで放送しております行政情報番組の制作及び放映に係る委託料となっております。使用料253万2000円の主なものは、LINEシステム使用料として92万4000円、市ホームページのシステム使用料123万5000円となっております。なお、経費財源の一部に、広報せいよ友の会年会費及び広報せいよとホームページの広告掲載料を充当しております。

次に予算書60ページをお開き願います。

20目復興推進費のうち復興支援事業387万9000円でございますが、平成30年7月豪雨災害からの復興に関連する予算として、災害から学ぶパッケージ学習の報奨金、一部が完成した肱川河川沿い復興公園づくりパークの維持管理費用、全体の完成に向けての準備や公園のマネジメントを推進するためのワークショップ開催に関する費用などを計上させていただいております。主な予算の内訳といたしましては、災害から学ぶパッケージ学習報奨金24万7000円、肱川河川沿い復興

公園管理委託料120万円、ワークショップ運営支援委託料88万6000円となっております。なお、経費財源としてふるさと応援基金繰入金343万6000円、都市構造再編集中支援事業費国庫補助金44万3000円を充当しております。

次に、予算書70ページをお開き願います。

2款総務費、5項統計調査費、2目指定統計調査費2434万4000円でございますが、令和7年度の主な指定統計調査としましては、令和7年国勢調査が実施予定であり、調査にかかる経費、指導員調査員の報酬、職員の時間外勤務手当、また会計年度任用職員給与費等を計上するものであります。なお、財源は全額県からの委託金となっております。

次に予算書76ページをお開き願います。

2款総務費、9項企画費、1目企画管理費でございますが、政策推進課所管は7事業となります。まず、企画管理費庶務事業158万5000円でございますが、当課所管の事務事業を効率的に推進するために必要となる旅費や消耗品費のほか、負担金、コピー使用料等の事務経費を計上するものでございます。

続きまして、行政改革推進事業98万5000円でございますが、令和7年度に予定している行財政に対する有識者会議に係る報償費や費用弁償等の経費でございます。有識者会議の詳細は現在検討中ですが、10名程度で構成する予定となっております。

続きまして、土地利用規制等対策事業15万3000円でございますが、国土利用計画法では、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために、一定規模以上の土地取引について利用目的を審査し、助言勧告により、早期是正を促す仕組みとなっております。本事業は事務経費を計上するものでございます。なお、経費財源として、土地利用規制等対策費県補助金を全額充当しております。

続きまして、おイネ賞事業8万7000円でございますが、同事業につきましては、日本医師会や愛媛県医師会、愛媛大学医学部等の御協力をいただき、医学研究や医療活動に対する女性医師等を表彰し、あわせて市民を対象とした講演会等を開催しております。愛媛県医師会及び西予市2者で

の主催により、例年事業を実施しておりますが、財政危機脱却のための取組として、本事業を当面2年に1回の実施といたします。これにより令和7年度は事業を休止し、令和8年度に事業を実施するものでございます。そのため、令和7年度の予算の内訳といたしましては、愛媛県医師会との連絡調整に係る費用としての報償費2万7000円、普通旅費6万円を計上しております。なお、経費財源といたしまして、全額おイネ賞事業基金を充当しております。

続きまして、大学連携推進事業257万8000円でございますが、その内訳は、愛媛大学地域協働センター南予の施設使用料196万8000円、市内の宿泊施設を利用した際の宿泊補助金51万円のほか、地域専門人材の輩出を目的として、愛媛大学が実施いたします履修証明プログラムの開校に係る負担金といたしまして、10万円の予算を計上しております。

続きまして、人口減少対策事業14万4000円でございますが、市内中学生を対象にふるさとへの理解を深め、愛着や誇りを育み、西予市で働くことや、将来西予市を離れてもふるさとつながるイメージが持てるよう市内企業と一緒に西予シックプライド育成事業に取り組みます。具体的には、企業を知るための市内合同企業説明会や地元で働く様々な職種の方から直接お話を聞くお仕事座談会の開催にかかる報償費や消耗品費などを計上しております。

続きまして、総合計画策定管理事業156万3000円でございますが、令和9年度からスタートする第三次総合計画について、令和7年度から2カ年をかけて策定をいたしますが、令和7年度においては、総合計画を検討する基礎資料となる市民アンケートの実施や、総合計画審議会の運営にかかる経費として報償費や郵便料等を計上しております。

次に予算書195ページをお開き願います。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費のうち政策推進課所管分につきましては、事業概要欄に記載しております過疎地域自立促進特別基金事業35万8000円のうちの11万8000円です。また、おイネ賞基金事業8000円を各基金利息として積み立てるものでございます。

次に、歳入予算について御説明させていただき

ます。予算書戻っていただきまして、28ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、2節地域振興費国庫補助金のうち新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）25万円につきましては、地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化する観点から、当交付金により、地方公共団体の取組を支援するものでございます。具体的には経済振興課が実施するインターネットを活用した採用活動支援事業に充当しております。新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）36万1000円につきましては、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するものでございます。具体的には、長寿介護課が実施する介護認定審査業務のデジタル化事業に充当しております。

予算書30ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、2節地域振興費県補助金のうちえひめ人口減少対策総合交付金3568万5000円につきましては、結婚、妊娠、出産、子育て支援等に関して、市町の実情に応じた少子化対策を積極的に展開できるメニュー選択型の交付金であり、令和7年度において、本市では24メニューのうちの14メニュー17事業に取り組んでまいります。電源立地地域対策交付金事業費県補助金440万円につきましては、電源地域で行われる公共施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置に関わる地元の理解促進等を図るものでございます。本市では、野村町惣川地区等に設置をされております水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和56年度から補助金の交付を受けております。同じく3節企画費県補助金15万3000円につきましては、先ほど説明しました土地利用規制等対策事業の事務に要する経費に対し、前年度の土地取引に関する届出件数の実績に基づき交付されるものでございます。

予算書34ページをお開き願います。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金2434万4000円につきましては、先ほど説明いたしました令和7年度に実施する指定統計調査に関する委託金でございます。

次の予算書35ページをお開き願います。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子のうち政策推進課所管分の預金利子につきましては、地域振興基金利子 227 万 9000 円のうちの 156 万 5000 円となっております。それから過疎地域自立促進特別基金利子 11 万 8000 円、おイネ賞事業基金利子 8,000 円となっております。

予算書 37 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、政策推進課所管分につきましては、18 目地域振興基金繰入金 4 億 848 万 6000 円のうちの 1 億 1940 万円となります。これは西予市地域振興基金の一部を取崩し、西予市民の連帶強化または地域振興に要する経費の財源に充当するものでございます。22 目過疎地域自立促進特別基金繰入金 5325 万 2000 円につきましては、西予市の重要な課題の一つである地域医療の確保に要する経費の財源に充当するものでございます。

38 ページをお開き願います。

24 目おイネ賞事業基金繰入金 8 万 7000 円につきましては、先ほど説明をさせていただきました、令和 7 年度のおイネ賞事業に要する必要経費の財源に充当するものでございます。

予算書 42 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入のうち政策推進課所管分につきましては、西予市ホームページと広報せいよの広告掲載料合計して 163 万 2000 円、広報せいよ友の会の年会費 7 万 2000 円を計上しております。

以上政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

広報せいよなんんですけど、今全戸に配られていると思うんですが、今デジタルの時代になって結局この紙ベースのものは、家庭によると思うんですけども要らないっていう方も結構出てきてるんじゃないかな、いつでもタブレット等で見ることができるという状態になってきているので、この辺を見直すというようなことは、計画はされてな

いですか。

○原井川政策推進課長

財政危機のこともございまして、政策推進課でも広報せいよの見直し等も進めておりますが、発行というか全戸に配布するということは西予市の情報がある意味強制的に届くといいますか、そういった体制にもなっております。そういう中で必要な情報というのはやはり市民の方に定期的に届ける必要がございますので、ある程度紙での全戸配布というのは続ける必要があるのかなというふうには感じております。ただし、当然ホームページにも掲載をさせていただいておりまし、LINE からホームページに誘導させてもらってそこから見ていただくような仕組みもとっております。いずれ市の公式 LINE の登録者数も増えたような状況であったり、そういういろいろな状況が整った場合には、そういう紙での全戸配布ということも、見直しも考える必要もあるかとは思っておりますが、少し時間がかかるのかなという認識でございます。

○井関委員

ちなみに、今の LINE の公式ページの登録者数っていうのはどのぐらいになりましたか。

○原井川政策推進課長

今日現在で 2,900 人弱ぐらいです。いろいろ皆さんから御質問いただきて令和 5 年 6 月から開設した市公式 LINE ですけど、それから 2 年弱ですが 3,000 人弱というところで、皆さんの期待がすごく多いということも非常に感じておりますので、様々な手を使って、できれば各世帯誰かは登録いただいているような状況を目指したいと、思っておりますのでまずは 3,000 人ではなくて次は 5,000 人ということで、随時増やしていくかと思います。いろんなお知恵、アイデアもいただきながら進めてまいりたいと思いますので、皆様からもぜひ御意見等いただいたらと思います。

○山本委員

関連してんですけど、友の会の年会費が入っとるということは、会員さんがおってもらうということと理解していいんですかね。どのぐらいですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 33 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 34 分）

○原井川政策推進課長

現在、広報せいよ友の会の会員は 74 名となっております。

○まつもと委員

公式LINEちょっと教えてください。今の運用は各課で運用できるスタイルになっているんでしょうか。先ほど消防のところで一斉情報配信システムを取り入れて、行政無線、LINE、Xほかのアプリも一括送れるようになるっていう説明が、今後なるっていう説明があったんですけど、どういうふうに情報を流して流れがあるんでしょうか。

○原井川政策推進課長

現在はホームページ等と同様に、各課から情報提供をいただいた上で、政策推進課情報の所管となっておりままでの、そこで内容等を確認させてもらった上で、政策推進課のほうでLINEの掲載をするような形になっております。

○まつもと委員

大学連携推進事業について、聞かせてもらいます。決算でちょっと辛いこと言ったんですけど今回予算が下がっていて、今まで補助金で地域活性化研究事業支援っていうのはついてたんですけどそれはなくって、宿泊補助金が倍ぐらい上がってるっていう形、そういう選択をされたのは何か理由があるんでしょうか。

○原井川政策推進課長

どちらの補助金も令和元年度からのスタートの補助金でございまして、令和7年となると7年目に入ろうかと思いますけども、宿泊補助金に集約したということにつきましては、財政的な事情もございますが、やはりそちらのほうが要望も多いといいますか、令和6年度に関しては予算が少しくなってお断りをするようなこともございます。といったことで、そちらに集約をしたいということ。それから研究事業につきましては、非常に多様な研究を応募いただいております。愛媛大学のみならずいろんな大学から応募いただいておりますが、やはり研究結果をしっかりと市とか、住民の方に反映するといいますか、というようなことが、もう少し工夫が必要なのかなということもあります、事業の集約というふうにさせていただいております。

○まつもと委員

総合計画策定管理事業の市民アンケートはどういう方法で、何人ぐらいに、いつ頃されるか、分かれば教えてください。

○原井川政策推進課長

時期につきましては、5月から6月というふうに予定をさしてもらっております。なのである程度アンケートの素案は出来ておりますので、新年度入りましたらすぐ準備をさせていただいて、先ほど申したとおり5月から6月一ヶ月くらいかけてということで考えております。それで対象の人数につきましては、前回までは3,000人ということになっておりましたが、精査をさせていただいて2,500人でどうかなというふうに考えております。無作為に年齢とか、地域とか、性別とか、無作為といつてもある程度バランスをとりながら、抽出をさせていただいた上で市民の方に送付させていただきますが、紙で送付はさせてもらいますが、返信は紙でもQRコード等でスマホとかパソコンとかでも、回答をいただくように考えておりますし、選ばれたその2,500人以外の方についても、ホームページとかその他、広報紙とかでQRコード等を配布させてもらいますので、自由にアンケートに答えていただくような仕組みをつくるかと考えております。そういったことも踏まえて2,500人で、十分市の方向とか皆さんどう思われているかというようなことが図られるのではないかと考えております。

○まつもと委員

歳入の37ページ、18款繰入金、22目過疎地域自立促進特別基金繰入金、地域医療についてのふうにおっしゃったと思うんですが、内容詳しく分かりますか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時40分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後3時40分)

○原井川政策推進課長

地域医療の確保に要する経費ということでございますが、令和7年度につきましては、看護師等の奨学金貸付事業であったり、市民病院の事業所内保育所を利用する医療職員への保育料補助であったり、医療機関の新規開発推進事業、産科であるとか、小児科を市内で新規に開業していただく際の補助金となっておりますが、こういったこと

に充当をさせていただく予定となっております。

○竹崎委員長

ほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる（休憩 午後 3 時 41 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 42 分）

これより、その他政策推進課所管に関する質疑がありましたら、発言をお願いいたします。

○まつもと委員

市民から意見や苦情とか逆にお礼とかもあるのかなと思うんですが、この 10 年間のそういった意見の件数が、分かれば教えてくださいとお願いしました。それ何で聞いたかっていうと、どれぐらい市民からそういう声が上がっているのかと。また、その声に対してはどういうふうに返しているのか、意見の出され方、手紙とか電話とかメールとかあると思うんですけど、大体でいいのでこんなものが多いとかそういうのが分かれば教えてください。

○原井川政策推進課長

市民からの意見につきましては各課での対応となりますので、何か件数とか内容を全庁舎まとめて、どこかが把握してというような体制にはなってないので、全体的なことはちょっとお答えは出来かねるんですけども、政策推進課としては市政に関する意見や提言の窓口として、令和元年度からホームページ上で市民の声というものを開設させていただいております。ここに寄せられた御意見につきましては政策推進課で取りまとめをさせていただいて、各課が回答を作成して、内容によっては回答させてもらったり、ホームページ上で公開をさせていただいております。この件数につきましては、令和元年が 30 件、令和 2 年が 52 件、令和 3 年が 44 件、令和 4 年が 54 件、令和 5 年が

36 件の御意見が寄せられており、令和 6 年度は 3 月 4 日現在ですが 28 件となっております。

○まつもと委員

細かい内容はいいんですが、お礼とかもあるのかなと思ったのと、あとこれに対して、必ず返事をしてくるんでしょうか。

○原井川政策推進課長

内容につきましては年年というか、いろいろあると思いますが、現在、医療福祉改革に関する御意見というのがやはり昨今は多い状況です。その他消防に關係するものとか、集客のイベントであるとか、パートナーシップ制度の導入とかについて、多岐に及んだいろんな御意見をいただいております。全て公開しているのか、回答しているのかということなんんですけど、市民の声の運用基準というのを設置しております。その中で基準に基づいて、回答したり公開をしたりしているんですけども、まず回答するには匿名ではなくて、しっかりとお名前も書いてもらう、住所と氏名を記載してもらうということが、まず条件となります。それ以外にも、同一投稿者からの同じような意見が何度も来るような場合であるとか、個人や団体を誹謗中傷するとか、公序良俗に反するものといったものは、お答えが出来ませんが、そういったものでなければそれぞれの担当課に、回答の準備をさせて、担当課からホームページ上もしくは直接メールや手紙等で回答をさせてもらっております。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる（休憩 午後 3 時 48 分）

【デジタル推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 53 分）

これより、デジタル推進課所管分の審査に入ります。

議案第 12 号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

浦田課長の説明を求めます。

○浦田デジタル推進課長

それでは、議案第 12 号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、マイナンバーの独自事業や市の内部における庁内連携により、マイナンバーを利用する社会保障、税、災害対策等に関する事務を定めることにより、各種申請等における添付書類の省略など、市民サービスの向上を図ることを目的として定めているものであります。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法中定義を規定する条項の一部が繰り下がることから、当該規定を引用する西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきまして、あわせて項目番号を繰り下げる規定の整理を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは、以上をもって質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 12 号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 56 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 56 分）

それでは続きまして、デジタル推進課の審査を行います。

議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうちデジタル推進課所管分についてを議題といたします。

浦田課長の説明を求めます。

○浦田デジタル推進課長

それでは続きまして、議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうち政策企画部デジタル推進課所管分について御説明をいたします。

歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明いたします。予算書 58 ページをお開きください。58 ページからおよそ 60 ページまでが該当ページになります。

まず最初に、2 款 1 項 11 目情報推進事業費、情報システム管理運用事業 3 億 2105 万 7000 円につきましては、市民生活に直接関係する事務に必要な基幹系システム及び庁内事務処理に必要な情報系システム等を安定的に稼働させ、支障なく市民サービスの提供を行うものであります。従来の内外を区別する境界型セキュリティーから、ゼロトラストという全ての通信信頼性を確認するセキュリティーの仕組みに移行し、安定的なシステム構築を進めるとともに、業務DX化推進の一層強化を図ります。令和 7 年度予算の主なものとしまして、地域公共ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークシステムの更新に係る環境構築費用として、システム更新委託料 1521 万 3000 円、地域公共ネットワーク機器をはじめとした情報機器の安定稼働のための情報機器保守点検委託料 3212 万 8000 円、使用料 1 億 9407 万 2000 円のうち基幹系システムや各種ライセンス等の使用料に 1 億 7459 万 5000 円、自治体中間サーバー等の構築運用に係る地方公共団体情報システム機構負担金 729 万 3000 円を計上しております。なお、特定財源といたしまして、番号制度事業交付金をはじめとした国庫補助金 1011 万 1000 円、住基及び戸籍の証明等の発行手数料 1457 万 8000 円等を充当しております。

続きまして、同じく 11 目情報推進事業費のうちCATV 整備事業 8001 万 4000 円につきましては、令和 5 年度から 7 年度に継続費を設定しているCATV 惣川サブセンター整備工事に係る放送通信機器の更新に伴う工事請負費及び施工管理業務委託料でございます。事業費の主な内訳といたしましては、測量・設計・監理委託料 335 万 5000 円、工事請負費 7665 万 9000 円であります。なお、経費財源の一部に市債、過疎対策事業債 7190 万円を充当しております。

関連がございますので予算書 207 ページをお開きください。継続費についての事業の進捗状況等に関する調書となっております。

2 款総務費、1 項総務管理費の C A T V 整備事業（惣川サブセンター整備工事及び設計監理委託）につきましては、先ほども申しましたが、令和 5 年度予算におきまして継続費を設定し、令和 5 年度に設計委託 405 万 5000 円、令和 6 年度に整備工事及び設計監理委託 3413 万 4000 円、最終の令和 7 年度に整備工事及び監理委託 8001 万 4000 円、予算総額が 1 億 1820 万 3000 円となります。完成予定日は令和 7 年 5 月 31 日でございます。

続きまして、予算書 58 ページにお戻りください。先ほどと同じく 11 目情報推進事業費のうち光伝送路維持管理事業 4761 万 4000 円でございますが、この事業は、市内全域に整備された光ケーブルの維持管理を行うものでございます。その内訳の主なものといたしましては、光ケーブルの移設、張り替え等の修繕料 2420 万 9000 円、光ケーブル共架使用料 1543 万 5000 円、電柱用地借上料 754 万 9000 円などであります。なお、経費財源の一部に情報基盤施設貸付料 3300 万 5000 円、移転補償費 390 万円を充当しております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入予算につきまして御説明をさせていただきます。予算書 28 ページをお開きください。

14 款 2 項 8 目 1 節総務管理費国庫補助金のうち番号制度事業交付金 412 万 9000 円につきましては、地方公共団体情報システム機構において、令和 6 年度及び令和 7 年度に予定されております番号制度推進における自治体中間サーバーの更新に係る令和 7 年度分の地方負担となる次期システムの設計、構築経費の国費措置にかかる経費を計上しております。

続きまして、予算書 35 ページになります。

16 款 1 項 1 目 2 節情報基盤施設貸付収入のうち情報基盤施設貸付料 3300 万 5000 円につきましては、民間業者に貸出ししている光ケーブルの芯線等の貸付料でございます。

続きまして、予算書 42 ページをお開き願います。

20 款 5 項 4 目 2 節総務費雑入のうちデジタル推進課所管分につきましては、道路拡幅工事など

により光ケーブルを移転する場合に請求している光ケーブル移転補償費 390 万円を計上しております。

続きまして 45 ページをお開き願います。

先ほどの C A T V 整備事業の歳出でも説明を申し上げましたが、21 款 1 項 1 目 1 節総務管理債のうち C A T V 整備事業 7190 万円は、歳出で先ほど説明させていただきました事業の市債に当たりますので説明を省略させていただきます。

以上デジタル推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○まつもと委員

情報システム管理運用事業について、聞かせてください。セキュリティーとかこういうシステム更新とか、本当にかくどんどん経費かかるし、どんどん上がっていくと思うんです。天井がないというか。それで、この 3 億 2105 万 7000 円を人口で割ったら 1 人 9,700 円ぐらいになるんですけど、もうセキュリティーのためだからどんどんどんどん上がるの仕方ないという考え方なのか、幾らぐらいまで出せるなと想定してデジタルとアナログのバランスをとるとか、何か将来的に考えていらっしゃることってあるんでしょうか。

○浦田デジタル推進課長

デジタル推進課におきましては、当然この横文字も多いですし、片仮名の文字も多いので非常に分かりにくい部分もあるかと思います。財政課のほうも財政脱却プランということで、今財政の切り詰めるのがあるんですけど、当然、委員言われるとおりそのセキュリティーについては、先ほどちょっと説明しましたけど、従来は庁舎内は安全、庁舎外は危険と区別する境界型の防御ということになっておりました。ただし、今からはゼロトラストベースのシステムということで、全てのアクセスを検証し、信頼性を確認するセキュリティーという考え方になってきておりまして、非常にその点、予算的にもかかりますけど、セキュリティーを結局強化していないと大変なことになるので、将来的にどれほどかかるかっていうの

は、今の現時点ではなかなかお示し出来ないんですけど、うちとしましては、より効率化、このシステムを入れることによって効率化を果たしていきたいというふうに思っております。最終的には、光ケーブルもそうなんんですけど、時代とともに業者の方も研究しておりますので、情報を収集しながら対応していきたいと考えております。

○まつもと委員

ちょっと前には何か県で統一したシステムをつくっていこうかみたいな話もあるみたいなことなかったですかね。それはあれなんですけど、私たちみたいな人口が減る町でも、このシステムにかかるお金は同じっていうか、絶対かかっていしまって、都市とはバランスが悪くなるっていう感じがします。ここに対して国とか県とかが何らかの動きとか、考えを聞いてくれる機会みたいなあつたりするんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 4 時 9 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 4 時 10 分)

○浦田デジタル推進課長

恐らく地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき国が指定しております基幹システム 20 業務。これが令和 7 年度 3 月までに各自治体に導入しなさいというふうになっております。報道でも出てると思うんですけど、実際は富士通ジャパンにおきましては、どうしても令和 7 年度 3 月末までには出来ないということで、そういうことがありまして国の方でも 5 年間延長されることになっております。当時は国の方が 3 割削減ができるというふうに表明をされておりましたが、現実的に西予市においても今業者と精査中でありますけど、各自治体 3 割減ではなくて、増になる傾向に今のところなっております。

○井関委員

減額になるってことで進めていくという話だったのに増になるっていうことになると、国からちゃんと補償をしてもらわんといけんのじゃないですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 4 時 12 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 4 時 13 分)

○浦田デジタル推進課長

当初導入時には、3 割削減ということで国の方からの話もありましたけど現在精査する中では、若干の減といいますか増になる傾向ではありますけど、一応全額補助ということで考えておりますので、増になったとしても補助で対応はできるというふうに考えております。

○二宮委員

今のシステムのこととは違うんですが愛媛県もデジタルを積極的に推進しているということはよくニュース等でも聞くんですけども、愛媛県が進めているデジタルと市町村とどんな関係があるのか。事業的に、今分かってる範囲で。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 4 時 15 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 4 時 15 分)

○浦田デジタル推進課長

県市町 DX 推進会議共同事業負担金というのがございまして、チーム愛媛の DX を推進するため共通する地域の課題への対応についての情報交換、それに対する効果的な取組の推進のため、県と 20 市町が連携して協議会を組織しております。令和 7 年度においては、令和 6 年度に引き続き質の高い DX を全県的に実現することを目的として、デジタルの各分野に通じた高い専門性を有する外部人材等による助言、また研修会を予定しております。こういうふうに県とつながっておるわけなんですけど、恐らくオフィス改革を進めております当市にとっては、県下でもトップレベルというふうな形で自負をしておりますし、全国からも視察研修にこられるということは、西予市の状態を勉強して、そこに活かしたいというふうに感じております。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後 4 時 17 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。 (再開 午後 4 時 21 分)

○井関委員

光伝送路維持管理事業なんんですけど、移設は当然分かるんですが、張り替えっていうのも言われたと思うんですけど、これ光ファイバーって耐用年数っていうのはどのぐらいなんですか。

○浦田デジタル推進課長

光ケーブルの耐用年数は、国また通信事業者においてですが 25 年程度と言われております。25 年経過すると寿命を迎えるのではなくて経年劣化により、断線や通信不良等のリスクが高くなるということでございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 40 号「令和 7 年度西予市一般会計予算」のうちデジタル推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる（休憩 午後 4 時 23 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 4 時 24 分）

それでは、本日予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて令和 7 年第 1 回定例会総務常任委員会を散会いたします。

散会 午後 4 時 25 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

竹崎 幸仁